

【平成12年度】

8-182 三党連立政権合意書

◆小淵恵三内閣（自自公）

三党連立政権合意書

自由民主党、自由党および公明党・改革クラブの三党派は、連立政権発足にあたり、次のとおり合意した。

- 一、三党派は、連立政権樹立にあたり、別紙の政治・政策課題につき合意を遂げたことを確認する。
- 二、三党派は、連立内閣において前項合意事項について法律改正等を通じその実現を図る。
- 三、三党派は、次期総選挙においては、小選挙区の候補者調整を行う。

平成十一年十月四日

自由民主党 総裁	
内閣総理大臣	小淵恵三
自由党 党首	小沢一郎
公明党・改革クラブ代表	神崎武法

〔別紙〕

三党連立政権政治・政策課題合意書

◎ 経済

一、景気回復に万全を期し、雇用の安定を図るため、第二次補正予算を含めた追加の経済対策を早急に講ずる。

また、平成十二年度の予算編成、税制改正を通じ需要面からの下支えを継続する。

二、経済新生のため構造改革を強力に推進することとし、次の諸点に重点を置く。

- (1) 二十一世紀に向けた戦略的プロジェクトを内閣官房（内閣府）が中心となり、産学官共同で推進する。

そのため、制度改革を進めるとともに、資金及び人的資源の集中的投入を図る。

- (2) 成長分野での一層の規制緩和と制度改革を進め、通信料金的大幅引き下げ、福祉サービスの多様化等を実現する。

- (3) 経済発展の原動力としての中小企業やベンチャーのための施策を推進する。

三、二十一世紀初頭から、円のドル、ユーロと並ぶ国際通貨としての役割を高める方途を、デノミネーションも含めて協議を開始する。

四、国債の円滑な消化を図るため、国債多様化を協議する。

◎ 社会保障

一、高齢化社会での生活の安心を実現するため、まず、二〇〇五年を目途に、年金、介護、後期高齢者医療を包括した総合的な枠組みを構築する。それに必要な財源の概ね二分の一を公費負担とする。

基礎的社会保障の財政基盤を強化するとともに、負担の公平化を図るため、消費税を福祉目的税に改め、その金額を基礎年金・高齢者医療・介護を始めとする社会保障経費の財源に充てる。

二、当面は、

- ①介護については、平成十二年四月から新しい制度を円滑に実施するために、高齢者の負担軽減、財政支援を含めた検討を急ぎ十月中の取りまとめを目指す。
その際、税、社会保険料全体としての家計負担への影響に配慮する。
- ②児童手当及び奨学制度の拡充等、少子化対策を進めるとともに、これとの関連で、所得課税の諸控除の整理、税率の引き下げと簡素化について直ちに協議を開始する。

◎ 安全保障

一、わが国の緊急事態への対応

政府の進めてきた有事法制研究を踏まえ、

- ①第一分類、第二分類のうち早急に整備するものとして合意が得られる事項について立法化を図る。
- ②右記①で当面、立法化の対象とならない事項及び第三分類についても、今後、所要の法整備を行うことを前提に検討を進める。

二、領域警備

現行の法制度の下での対応を強化するとともに法整備を図る。

三、国際協力

わが国憲法の基本的考え方に則り、積極的に推進する。

- (1) 外交努力とともに官民を通じた国際的な対話や交流を推進する。
- (2) PKOのうちPKF本体業務の凍結を解除するための法的措置を早急に講ずる。PKO訓練センター等の誘致を図る。
- (3) PKO以外の国連活動については、人道面におけるわが国の役割をさらに強化するとともに、武力行使と一体化しない平和活動への参加・協力の道を開くため、速やかに所要の法整備を図る。
- (4) 現在の内外情勢を適切に反映した内容の「安全保障の基本方針」を策定する。

◎ 政治行政改革

一、定数削減

- (1) 衆議院議員の定数については五〇名の削減と、うち二〇名については次期総選挙において比例代表選出議員を削減することを内容とする公職選挙法の改正を次期臨時国会冒頭において処理する。(比例区ブロック別定数は別紙)
- (2) 残余の三〇名の削減については小選挙区定数などを中心に対処することとし、平成十二年の国勢調査の結果により所要の法改正を行う。

二、企業団体献金の禁止措置

次期臨時国会開会までに、自由民主党において提案し協議のうえ結論を得るものとする。

三、永住外国人地方選挙権附与について

衆議院倫理特委に継続審査中の「永住外国人に対する地方選挙権附与に関する法律案」のうち、地方分権関連法成立に伴う修正等を行った法案を改めて3党において議員提案し、成立させる。

四、国会改革

- (1) 国会活性化の新しいシステムが発足することを踏まえ、国会の事務局機能を強化するため、抜本改革の検討を開始し速やかに結論を得る。
- (2) 「国会情報公開法」(仮称)を制定する。

五、多選禁止

地方分権の健全な発展を確保するため、都道府県・政令市等の首長の多選を制限する。その具体的方法については、今後協議する。

同時に首長の日常の行政執行が選挙運動的効果をもたらしていることに鑑み、選挙の公正を期するため、立候補を一定期間制限する。

六、行政評価

行政改革を着実に進める観点から、客観的基準に基づく政策評価を徹底する。

また、特殊法人・認可法人等のさらなる整理を進める。

七、地方分権推進

地方分権推進のため、補助金の統合化を一層進めるとともに、市町村合併を促進する見地から財政上のインセンティブの強化を図る。

◎ 教育・環境その他の重要事項

一、教育改革国民会議

青少年の人間形成を促すとともに、二十一世紀を支える有為の人材を育成する教育を実現するため、多方面の有識者が参加する「教育改革国民会議」（仮称）を設け、学校制度・学術研究体制も含めた教育の基本問題を幅広く検討し、結論を得られたものから順次、法整備も含めて具体化してゆく。

二、循環型社会の構築

平成十二年度を「循環型社会元年」と位置づけ、基本的枠組みとしての法制定を図るとともに、予算、税制、金融面等において環境対策に重点的に配慮する。

三、人権擁護

国民の人権をより一層守る見地から、個人情報保護のための法整備を含めた包括的なシステムの整備や犯罪被害者救済の仕組みの改善等を図る。

四、住環境改善

住環境の改善を図るため、持家とともに民間及び公共の良質な賃貸住宅の供給を拡大するための方策を講ずる。

(別紙) 比例区ブロック別定数

	現行	改正後
北海道	九	八
東北	十六	十四
北関東	二十一	二〇
南関東	二十三	二十一
東京	十九	十七
北陸信越	十三	十一
東海	二十三	二十一
近畿	三十三	三〇

(出所) 服部龍二「連立政権合意文書」(『中央大学論集』第35号、2014年2月、中央大学出版部) 80-83ページ。

8-183 社会保障関係

平成11年10月

I. 社会保険方式と税方式について

1. 現行制度とその趣旨

<p>○「救貧」/「公助」⇒「生活保護」 趣旨：生活保護制度は、生活困窮者に対して最低限度の生活を保障する税財源による「救貧」制度。 制度：保護の必要性を判断するため、資産・所得など、厳密な資力調査の後、保護基準との差額を支給。</p>
<p>○「防貧」/「共助」⇒「社会保険」 趣旨：公的年金、医療保険、介護保険は、広く国民に所得やサービスを保障し、老齢や疾病などにより貧困に陥ることを防止する「防貧」制度。 制度：一定年齢に到達するなどの定型的な要件により、簡易な手続きで給付が行われる。</p>

2. 検討の視点

① 税方式と社会保障の基本理念

- 税方式の場合、「自己責任、自助努力」を基本とする考え方と整合的ではないのはいか。
- 先進諸外国でも社会保険方式が一般的であることをどう考えるか。
- 税方式の場合、給付の性格が生活保護と類似のものに変質しかねないことについてどう考えるか。

② 給付と負担の緊張関係

- 社会保険方式の最大のメリットは「拠出なければ給付なし」、「財源なければ給付なし」。税方式の場合には、この関係が成り立たないことをどう考えるのか。

③ 消費税率への影響及び税・保険料を併せた国民負担全体のバランス

- 仮に消費税による税方式とすると、消費税率が大幅に上昇してしまうことについてどう考えるか。
- なお、その場合には将来の国民負担に占める消費課税のウェイトが著しく高くなり、バランスを欠いた姿となることについてどう考えるか。
- 税方式の場合、社会保険料に係る事業主負担が軽減され、その分家計に転嫁されることをどう考えるか。
(例) 基礎年金を税方式とした場合、3.3兆円（10年度ベース）の事業主負担が家計部門に転嫁され、負担増となる。
- 主要先進国においても高齢者給付について事業主負担を求めている中で、社会保障に係る負担を国際的に特異なものとするということについてどう考えるか。

三党連立政権

政治・政策課題合意書

平成十一年十月四日

◎ 社会保障

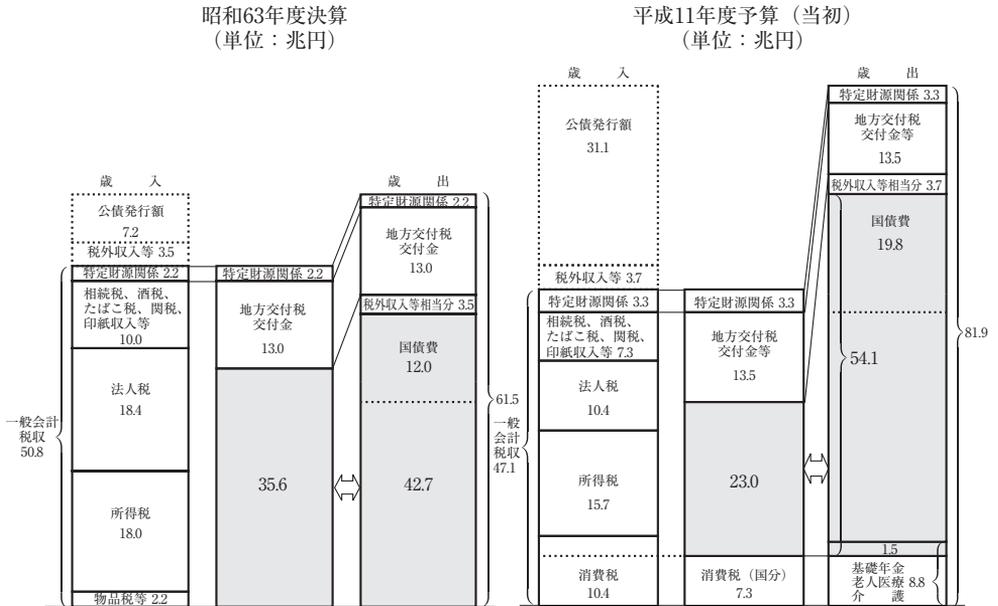
- 一、高齢化社会での生活の安心を実現するため、まず、二〇〇五年を目途に、年金、介護、後期高齢者医療を包括した総合的な枠組みを構築する。それに必要な財源の概ね二分の一を公費負担とする。

基礎的社会保障の財政基盤を強化するとともに、負担の公平化を図るため、消費税を福

社目的税に改め、その金額を基礎年金・高齢者医療・介護を始めとする社会保障経費の財源に充てる。

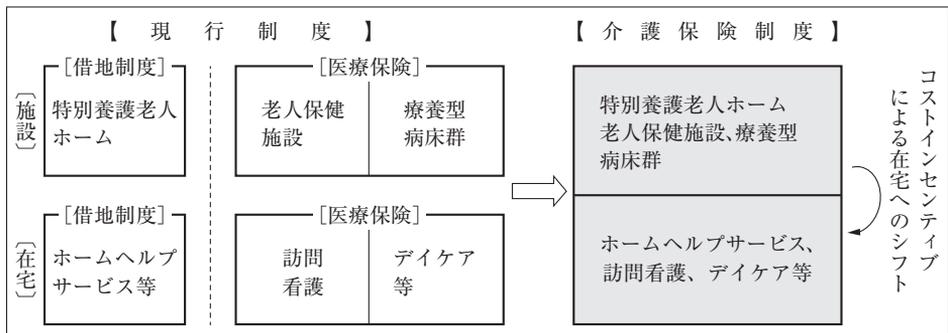
税収の構成等について

一般会計における歳出と歳入のイメージ図



II. 介護保険制度

1. 制度の基本的考え方



介護保険制度は、高齢化の進展に伴って深刻化する介護問題に対応するため、介護サービスの「普遍化」と「効率化」を目指すもの。

(1) 高齢者にも応分の負担を求めつつ、個人の自助・自立を基本とし、給付と負担の対応関

係の明確な社会保険料と、税財源との組合せにより、介護費用を社会全体で支える仕組みを構築。

⇒ 普遍的なサービスの提供。

利用者の選択により、権利としてサービスを受給。

(2) 老人福祉（措置制度）、老人医療（医療保険）の縦割りの制度を統合。

⇒ 保健医療・福祉にわたる介護サービスを一元的に提供。

⇒ 一元的な手続き、共通の負担の導入により、社会的入院を縮小し、老人医療費の無駄を排除。

(3) 保険制度のコストインセンティブにより、施設から在宅サービスへ給付内容をシフト。

(4) サービス水準、負担水準は、住民参加により、市町村が自主的に決定。

(5) 民間事業者の参入、民間保険等との組合せを可能にすることにより民間活力・市場メカニズムを活用。

2. 介護制度の財源を巡る議論

(1) 検討の視点

① 「税負担なき税方式」や「保険料負担なき保険方式」は、単なる負担の先送りとなるのではないか。

② 給付と負担の「緊張関係」を確保することが不可欠ではないか。

③ 給付の在り方とあわせて議論することが必要ではないか。

(2) 保険料の一定期間徴収凍結 — 以下のような指摘についてどう考えるか。

① 巨額の財源不足を生じる。

② 保険料負担なしにサービスを提供することは保険制度の趣旨に反するのではないか。凍結期間経過後に、保険料負担を求めることは事実上困難となるのではないか。

③ 新たに保険料負担を求めることとの見合いで予定されている介護サービス水準の向上（在宅サービスの供給量を2倍以上に拡大等）も実施することは困難ではないか。

④ なお、2兆円の負担増は誤解。新たな保険料負担は7,600億円（12年度）であり、介護保険料は、全て介護サービスによる消費に充てられる。

介護保険の導入は、民間ビジネス・雇用の拡大、貯蓄の必要性を減らすことによる個人消費の拡大をもたらす、経済や雇用にプラス効果を及ぼす。

(3) 税方式 — 以下のような指摘についてどう考えるか。

① 対象者やサービス水準が限定されるのではないか。

② 給付と負担が対応しないため、コスト・インセンティブを通じた施設から在宅サービスへのシフト等が図られないのではないか。

③ 市町村が自主的にサービス水準、負担水準を決定することができず、地方分権が進まないのではないか。

④ 増大する介護費用を賄うための税財源の確保が必要。

(4) 在宅サービスのみの介護保険への移行

当面、在宅サービスのみを介護保険に移行し、施設サービスは現行通り、老人医療、措置制度により対応することについては、以下のような指摘についてどう考えるか。

① 施設サービスは、医療・福祉の縦割りのままとするため、介護サービスの一元化や社会的入院の縮小が図られないのではないか。

② 施設サービスは介護保険料に影響しないため、施設偏重となるのではないか。

③ 市町村、施設関係者等、これまで準備作業を積み重ねてきた関係者の間に混乱を生じるのではないか。

④ 施設サービスを賄うための財源の確保が必要。

3. 介護保険制度の円滑な実施

(1) 検討の視点

介護保険制度の円滑な実施を図るための対応策については、市町村等の要望をも踏まえつつ、増大する介護費用の財源が安定的に確保されるとともに、制度の導入目的の着実な達成が図られるように検討していくことが必要ではないか。

(参考1) 平成12年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（平成11年7月30日）

「なお、介護制度の円滑な実施のための対策に要する経費については、予算編成過程で検討するものとする。」

(参考2) 与党合意（平成11年10月4日）

「介護については、平成12年4月から新しい制度を円滑に実施するために、高齢者の負担の軽減、財政支援を含めた検討を急ぎ10月中の取りまとめを目指す。その際、税、社会保険料全体としての家計負担への影響に配慮する。」

(2) 市町村等の主な要望と留意点

- 高齢者保険料が高額にならないよう配慮すべき。
 - ⇒ 高齢者保険料を一定期間国費で大幅に軽減することを求める議論については、
 - ・介護保険は、高齢者にも応分の負担を求めつつ、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により、介護費用を賄う仕組みを創設するもの、
 - ・一定期間経過後、保険料負担が急増することになる、
 - ・サービス水準の向上は保険料財源の導入との見合いで予定されているもの、
 - ・介護保険の費用負担の原則（保険料：国負担：地方負担＝2：1：1）等を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- 低所得者の負担が急増することがないようにすべき。
 - ⇒ 新制度においては、既に、高齢者保険料は所得段階別に設定し、低所得者については、利用者負担、食費負担額も低く設定することとしていること等に留意する必要があるのではないか。
- 要介護認定の結果、介護保険の対象外となる在宅高齢者への生活支援対策を講ずるべき。
- 介護サービス基盤の整備を進めるべき。
- 医療保険者における現役保険料の徴収事務の円滑な遂行等が図られるようにすべき。

Ⅲ. 児童手当

1. 制度の経緯

- 昭和47年 児童手当制度の創設
義務教育終了前、第3子以降を対象
- 昭和57年 所得制限の強化、特例給付の実施
- 昭和61年 小学校入学前、第2子以降を対象
- 平成4年 3歳未満に重点化、第1子まで拡大、手当額増額

2. 概算要求

- 平成12年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について（平成11年7月30日）
 - 「児童手当については、税制上の扶養控除制度と併せて、予算編成過程で検討するものとする。」
- (参考) 与党合意（平成11年10月4日）
 - 「児童手当及び奨学制度の拡充等、少子化対策を進めるとともに、これとの関連で、所得課税の諸控除の整理、税率の引き下げと簡素化について直ちに協議を開始する。」

3. 論点

児童手当の在り方については、以下のような点に留意するとともに、税制上の扶養控除制度と併せて検討する必要があるのではないかと考える。

(1) 制度の目的と効果

- ・ 現行の児童手当制度は、「家庭における生活の安定」、「児童の健全育成及び資質の向上」を自的としており、人口政策をねらいとするものではないとされていることについてどう考えるか。(児童手当法第1条)
- ・ 最近の出生率低下の原因は、未婚率の上昇であり、経済的負担の軽減より仕事と育児の両立を図る施策を優先すべきとの意見があることについてどう考えるか。
- ・ 少子化対策については、固定的な男女の役割分業や雇用慣行の是正、育児と仕事の両立に向けた子育て支援をはじめとして、雇用、福祉、教育、住宅など様々な施策を総合的に推進していくことが適当ではないか。
- ・ 制度の趣旨、相当の公費負担があることから、所得制限は堅持すべきではないか。

(参考)

○ 「児童手当については、手当の支給が現金給付であることから、その施策の目的に有効かどうか、あるいはそもそも必要かどうか疑問視する意見や、児童手当と保育施策で政策目的が重なる部分があること等を総合的に考えて見直すべきとの考え方もあり、今後の検討課題になっています。」(「財政制度審議会中間報告」平成8年7月)

○ 1980～1997年の出生率の低下 $1.39 - 1.75 = \triangle 0.36$
 うち有配偶出生率の変化によるもの $+0.19$
 有配偶率の変化によるもの $\triangle 0.55$

○ 夫婦の出生児数(結婚持続期間15～19年)は、出生率が低下した1970年代以降も平均2.2人で安定して推移。

○ 「出生率回復への効果という面では、経済的負担軽減措置よりも、仕事と育児を両立させるための支援施策の方がはるかに有効であるとの意見もある。」(「少子化に対する基本的な考え方」平成9年10月人口問題審議会)

○ 子育ての環境整備に関する意識調査では、経済的負担の軽減よりも、保育所の充実等、就業と子育ての両立を図る施策の充実を望む意見が多い。(「社会保障の将来像に関する調査」)

・ 労働時間の短縮等	男	58.5%	女	62.7%
・ 育児休業制度の充実		50.3%		54.6%
・ 出産・子育て後の再雇用制度		52.1%		43.8%
・ 保育所の充実		39.0%		53.5%
・ 児童手当等の経済的支援の充実		19.6%		11.9%

(2) 給付費規模に見合う具体的財源確保

- ・ 仮に、児童手当拡充の財源を借入金で賄うならば、元利償還の負担を負うのは現在の子供となってしまうのではないかと考える。
- ・ 現行制度においては、国、地方負担、事業主拠出金により給付を行っており、地域住民の福祉、将来の労働力の育成に資するという観点から、相応の地方負担、事業主拠出が必要ではないか。

(3) 税制上の扶養控除制度との関係

- ・ 児童手当と併せて検討される扶養控除については、基幹税たる個人所得課税の基本的性格に照らし、将来的に人的控除を含む課税ベースについて、全体としてどういう姿が適切であるか検討する中で、税率構造や課税方式のあり方とあわせて、幅広い観点から十分に検討を行っていく必要があるのではないかと考える。

(参考)

	税制上の措置	児童手当
アメリカ	人的控除あり	児童手当なし
イギリス	人的控除なし	児童手当あり
ドイツ	人的控除と児童手当（税額控除方式）の選択制	
フランス	世帯単位課税（N分N乗）	児童手当あり

IV. 医療保険制度の見直しと医療のスリム化

1. 医療保険制度の見直しを巡る経緯

(1) 問題の所在

高齢化の進展、医療の高度化などにより老人医療費を中心として医療費の伸びは国民所得の伸びを大きく上回っており、今後ともこの傾向が続くことが見込まれる。このまま推移すると、現役世代を中心に医療費負担がますます過重となり、国民皆保険制度の崩壊を招くことになりかねない。

こうした状況の下、薬価制度や高齢者医療制度の見直しを行い、無駄のない効率的な医療を実現できる体制にしていくことが喫緊の課題。

(参考) 近年における国民医療費、国民所得等の推移（対前年比、単位：％）

	7年度	8年度	9年度	10年度（推計）	11年度（推計）
国民医療費	+4.5%	+5.8%	+1.9%	+0.2%	+3.0%
老人医療費	+9.3%	+9.1%	+5.7%	+2.7%	+6.2%
国民所得	+1.9%	+2.7%	▲0.2%	▲2.4%	+0.1%

(2) 主な経過

- ・ 平成9年6月、当面の保険財政の立て直しのための健康保険法等の改正法案が成立。

[9年9月改正の主な内容]

- ・ 被用者保険の本人負担の引上げ：2割（⇨改正前：1割）
- ・ 老人医療における自己負担の引上げ
 - （入院：1日 1,200円（⇨改正前：710円）
 - （外来：1日 500円（1月4回まで）（⇨改正前：1,020円（1月1回））
- ・ 薬剤一部負担の導入
- ・ 政管健保の保険料の引上げ：8.5%（⇨改正前：8.2%）

- ・ 平成9年8月、与党医療保険制度改革協議会が「21世紀の国民医療」を発表し、医療保険制度改革の基本的枠組みが提示。

(参考) 「21世紀の国民医療」（与党協、平成9年8月）の概要

- 診療報酬体系の見直し（慢性期等における定額払いの拡大等）
- 薬価制度の見直し（日本型参照価格制度の導入）
- 医療提供体制の見直し（急性期病床と慢性期病床の区分等）
- 高齢者医療制度の見直し（定率患者負担の導入など）

(3) 各分野の見直しのポイント等

	見直しのポイント等
診療報酬体系の見直し	① 老人慢性期医療等における診療報酬の包括化の推進 ② 病室以外の療養環境等に対する特定療養費制度の拡充 ③ 医療機関間の連携（例：大病院と診療所）への評価の充実
薬価基準制度の見直し	・ 薬価差の解消 （↳ 多剤投与など、薬価差に起因する歪みの是正） ・ 薬剤価格の適正化。より安価な薬剤の使用促進。
主な経緯など	11年1月 医福審制度企画部会「薬価給付のあり方について」 （日本型参照価格制度の厚生省案「薬剤定価・給付基準額制」を提示） 4月 自民党 医療基本問題調査会「薬価制度改革の方針」 （「厚生省案」を白紙に戻して検討） ・ なお、現下の厳しい経済状況に鑑み、本年7月から平成12年3月までの間、医療機関にかかる機会の多い高齢者について、薬剤一部負担に係る臨時特例措置が講じられる。
医療提供体制の見直し	① 病床のあり方を見直し（急性期・慢性期病床を区分し規制） ② 医療における情報提供の推進（広告規制の緩和等）
高齢者医療制度の見直し	① 高齢者の自己負担のあり方（定額制⇒定率制） ② 老健〔老人保健〕拠出金制度の見直し（「突抜け方式」、「高齢者独立方式」、「医療保険制度の統合一元化」等の検討）

2. 平成12年度概算要求における医療費の概要等

医療費12年度要求：▲4,828億円（12年度；67,525億円↳11年度；72,353億円）

▲4,828億円	= 3,401億円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{人口の高齢化等} \\ \text{に伴う自然増等} \end{array} \right\}$	-	8,230億円	$\left\{ \begin{array}{l} \text{介護保険導入} \\ \text{に伴う影響額} \end{array} \right\}$
----------	-----------	--	---	---------	--

・ 医療保険制度の見直しなど制度改革の影響については、現在、厚生省などにおいて具体的内容の検討を行っているところであり（注）、現時点では具体的計数の形では盛り込まれていない。

また、他に医療費に影響を及ぼす事項として診療報酬改定・薬価改定が考えられるが、そのいずれについても、現時点で内容が固まっているわけではなく、概算要求には織り込まれていない。

（注）医療保険制度の見直しなど制度改革については、本年7月29日に自民党・日医の間において、

- 薬剤一部負担制度を廃止する、
- 老人医療の自己負担について上限定額を設け、概ね1割を超えない負担を求める、
- 薬価算定方式の見直し、高額医療の適正化、大病院の診療報酬の見直し等の措置の実現を図る

等を内容とする合意があったと報じられている。いずれにせよ、概算要求においては、これらの問題も含め、全体として財政ニュートラルとされている。

3. 平成12年度予算編成における諸論点

(1) 医療費の効率化・適正化

診療報酬体系、薬価基準制度、高齢者医療制度及び医療提供体制の各分野で検討を積み重ねてきた制度の見直し方策を、医療費の効率化・適正化の観点から、いかに具体化していくか。

(2) 診療報酬改定等の取扱い

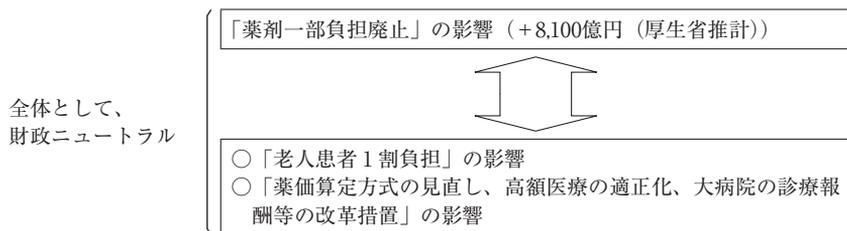
最近の物価や人件費その他の医療経営を巡る環境をみると極めて落ち着いた状況にある。平成12年度は2年に1度の診療報酬の改定年に当たるが、今後、医療経済実態調査や薬価調査などの結果を踏まえ、診療報酬をこのような周囲の状況といかに総合的なものとしていくか。

◎ 自民党・日医合意（7/29）について

（自民党医療基本・社会部会合同会合後の丹羽会長の記者レク時の発言）

現行制度	2000年4月以降
・高齢者の自己負担 〔 外来 1回530円（4回まで） 入院 1日1,200円〕	「財源確保の必要性にかんがみ老人医療の自己負担を改め、限度額を設けた上で、おおむね1割を超えない負担とする。」
・その他	「また、同様の観点から、老人の自己負担を見直すにとどまらず、現役世代を含めた適切な改革措置の実現を図ることとする。具体的には、薬価算定方式の見直し、高額医療の適正化、大病院の診療報酬の見直しなどの改革措置について、早急に結論を得て、その実現を図る。」
・薬剤定額負担	「まず、薬剤別途負担の取扱いであるが、これは従来から方針を示してきたとおり、廃止することとする。」

12年度概算要求基準において医療保険制度改革は、全体として財政ニュートラル



診療報酬の改定状況等

(単位：%)

年度	診療報酬 改定率	人勤 (引上率)	人勤 (期末手当等)	物価 (CPI)	薬価 (医療費ベース)	ネット 改定率
58	2.8	2.0	4.9月	1.9	▲16.6 (▲ 5.1)	▲2.3
59	3.3	3.4	〃	2.2	▲ 6.0 (▲ 2.1)	1.2
60		5.7	〃	1.9		
61	2.3	2.3	〃	0.0	▲ 5.1 (▲ 1.6)	0.7
62		1.5	〃	0.5		
63	3.4	2.4	〃	0.8	▲10.2 (▲ 2.9)	0.5
元	0.1	3.1	5.1月	0.6 (消費税分2.3を除く)	2.4 (0.7)	0.8
2	3.7	3.7	5.35月	3.3	▲ 9.2 (▲ 2.7)	1.0
3		3.7	5.45月	2.8		
4	5.0	2.9	〃	1.6	▲ 8.1 (▲ 2.5)	2.5
5		1.9	5.3月	1.2		
6	4.8 (1.5は10月～)	1.2	5.2月	0.4	▲ 6.6 (▲ 2.1)	2.7
7		0.9	〃	▲0.1		
8	3.4	1.0	〃	0.4	▲ 6.8 (▲ 2.6)	0.8
9	1.7 (0.8は消費税)	1.0	5.25月	0.5 (消費税分1.5を除く)	▲ 4.4 (▲ 1.3)	0.4
10	1.5	0.8	〃	0.2	▲ 9.7 (▲ 2.8)	▲1.3
11		0.3	4.95月	0.1 (見通し)		



12年度診療報酬改定については、実施の有無を含め、今後検討。

(注) 本年度の人事院勧告は、年取ベースで戦後初めてのマイナス勧告

V. 雇用保険制度の見直しについて

○ 雇用保険制度（失業等給付）とは

- ・ 雇用保険制度（失業等給付）は、労使の雇用関係を前提に、一時的にその雇用関係から外れた（＝離職）労働者が、再び雇用関係に入ろうとする意思能力を有するにもかかわらず就職できない場合（＝失業）に、必要な給付を行い、その生活の安定を図りつつ再就職を援助しようというものである。

○ 雇用保険財政の現状

- ・ 雇用保険受給者の急速な増加や、負担面の随時の引下げが行われる中で、平成6年度以

降、赤字が続いている。収支差は、積立金の取崩しで対応してきており、12年度末の積立金残高見込は約0.2兆円となっている。

- このままの状況が続けば、13年度途中の給付に支障が生ずる可能性が高いことから、13年度当初には、相応の収支改善措置の実施が必要な状況にある。

○ 雇用保険制度の見直しの視点

- 雇用保険の現在の収支状況や、少子・高齢化により大幅な収入増が見込めない状況を踏まえ、給付と負担の両面からの見直しが不可欠である。

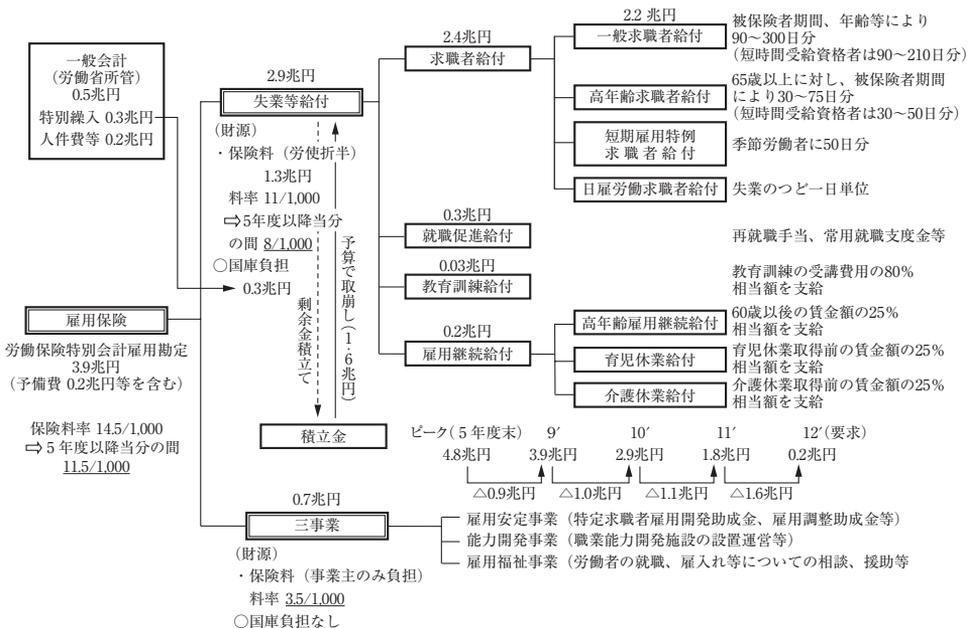
(参考) 保険料率 1/1000あたりの年間保険料収入 = 約1,600億円

- また、特に給付の見直しに当たっては、真に就職の緊要度の高い者への給付の重点化を図る必要がある。

(参考) 年齢構成別の被保険者、受給者及び支給金額 (平成10年度)

	被保険者 (万人)	受給者 (万人)	支給金額 (億円)
30歳未満	969 (30%)	21 (20%)	2,860 (15%)
30歳以上45歳未満	1,069 (33%)	19 (18%)	3,260 (17%)
45歳以上60歳未満	1,087 (33%)	32 (31%)	6,338 (33%)
60歳以上65歳未満	133 (4%)	32 (31%)	6,660 (35%)
計	3,258 (100%)	104 (100%)	19,058 (100%)

雇用保険制度の概要及び予算規模 (平成12年度要求)



失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度 (予算)	12年度 (要求)
取 入	18,187	17,797	18,593	18,413	19,423	17,397	17,328	16,816
うち保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,959	12,677
うち国庫負担金	2,810	2,672	3,374	3,273	4,388	3,078	3,095	3,442
支 出	16,126	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	29,161	32,421
差 引 剩 余	2,061	▲199	▲1,628	▲2,945	▲3,780	▲9,621	▲11,833	▲15,605
積 立 金 残 高	47,527	47,328	45,700	42,755	38,975	29,354	17,521	1,916

参 考	完全失業率	2.5%	2.9%	3.2%	3.4%	3.4%	4.1%	4.7%	—
	受給者実人員	667千人	773千人	825千人	842千人	874千人	1,021千人	1,052千人	—

(注1) 「支出」に掲げた額には、予備費(11年度 1,970億円、12年度 2,180億円)が歳出として計上されている。

(注2) 完全失業率(季節調整値)及び受給者実人員は、暦年(1月～12月の平均)である。なお、11年度は、1月～7月の平均である。

(出所) 財政制度審議会制度改革・歳出合理化特別部会(第2回) 平成11年10月13日配布資料
4「社会保障関係／(資料編)」(財政制度審議会「平成11年度 財政制度審議会資料集
制度改革・歳出合理化特別部会編」201-218ページ)。

8-184 新府省所管・旧府省所管

新府省所管

<p>内閣府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 内閣本府 (組織) 北方対策本部 (組織) 国際平和協力本部 (組織) 沖縄総合事務局 (組織) 宮内庁 (組織) 警察庁 (組織) 防衛本庁 (組織) 防衛施設庁 (組織) 金融庁
<p>総務省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 総務本省 (組織) 通信総合研究所 (組織) 日本学術会議 (組織) 管区行政評価局 (組織) 総合通信局 (組織) 公正取引委員会 (組織) 公害等調整委員会 (組織) 消防庁
<p>財務省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 財務本省 (組織) 財務局 (組織) 税関 (組織) 国税庁
<p>文部科学省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 文部科学本省 (組織) 文部科学本省所轄機関 (組織) 文化庁

旧府省所管

<p>総理府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 総理本府 (組織) 国際平和協力本部 (組織) 警察庁 (組織) 金融再生委員会 (組織) 金融監督庁 (組織) 金融庁 (組織) 宮内庁 (組織) 防衛本庁 (組織) 防衛施設庁 (組織) 経済企画庁 (組織) 沖縄開発庁
<p>総理府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 日本学術会議 (組織) 公正取引委員会 (組織) 公害等調整委員会 (組織) 総務庁 <p>郵政省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 郵政本省 (組織) 通信総合研究所 (組織) 地方電気通信監理局 <p>自治省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 自治本省 (組織) 消防庁
<p>大蔵省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 大蔵本省 (組織) 財務局 (組織) 税関 (組織) 国税庁
<p>総理府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 科学技術庁 <p>文部省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 文部本省 (組織) 文部本省所轄機関 (組織) 文化庁

新府省所管

<p>厚生労働省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 厚生労働本省 (組織) 厚生労働本省試験研究機関 (組織) 検疫所 (組織) 国立ハンセン病療養所 (組織) 国立更生援護機関 (組織) 中央労働委員会 (組織) 地方厚生局 (組織) 都道府県労働局
<p>経済産業省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 経済産業本省 (組織) 製品評価技術センター (組織) 産業技術総合研究所 (組織) 資源エネルギー庁 (組織) 原子力安全・保安院 (組織) 中小企業庁 (組織) 経済産業局 (組織) 鉱山保安監督官署
<p>国土交通省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 国土交通本省 (組織) 国土地理院 (組織) 国土交通本省試験研究機関 (組織) 国土交通本省教育機関 (組織) 地方整備局 (組織) 北海道開発局 (組織) 地方運輸局 (組織) 地方航空局 (組織) 船員労働委員会 (組織) 気象庁 (組織) 海上保安庁 (組織) 海難審判庁
<p>環境省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 環境省

旧府省所管

<p>厚生省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 厚生本省 (組織) 厚生本省試験研究機関 (組織) 検疫所 (組織) 国立ハンセン病療養所 (組織) 国立更生援護機関 (組織) 地方医務局 (組織) 麻薬取締官事務所 <p>労働省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 労働本省 (組織) 労働本省研究機関 (組織) 中央労働委員会 (組織) 労働官署
<p>通商産業省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 通商産業本省 (組織) 製品評価技術センター (組織) 工業技術院 (組織) 資源エネルギー庁 (組織) 中小企業庁 (組織) 通商産業局 (組織) 鉱山保安監督官署
<p>総理府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 北海道開発庁 (組織) 国土庁 <p>運輸省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 運輸本省 (組織) 運輸本省試験研究機関 (組織) 運輸本省教育機関 (組織) 地方運輸局 (組織) 港湾建設局 (組織) 地方航空局 (組織) 船員労働委員会 (組織) 海上保安庁 (組織) 海難審判庁 (組織) 気象庁 <p>建設省所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 建設本省 (組織) 国土地理院 (組織) 建設本省試験研究機関 (組織) 地方建設局
<p>総理府所管</p> <ul style="list-style-type: none"> (組織) 環境庁

8-185 平成11年度の財政制度審議会の運営について

平成11年10月1日

1. 今後の運営方針

- (1) 予算編成過程の透明性向上の観点から、制度改革・歳出合理化特別部会において、10月上旬に平成12年度予算要求の焦点や予算編成上の問題点についての説明・審議を行い、さらに11月に前回示した問題点に対する考え方について説明・審議することとする。
- (2) 財政構造改革特別部会において、財政運営・予算編成の透明性・アカウンタビリティ向上を図る観点からの施策の検討として、諸外国の予算査定における政策評価手法等の諸施策について調査・報告することとする。
- (3) 財投改革関連事項を法制部会において審議することとする。
- (4) 財政について各界各層の意見を幅広く伺うための地方懇談会を広島及び福岡において開催することとする。
- (5) なお、審議会の公開性向上の観点から、議事録を原則として公開することとする。

2. 審議事項及び部会等の構成

- (1) 総会においては、各部会からの報告等

必要な事項について審議するとともに、平成12年度予算の編成に関する建議等を行う。

- (2) 平成11年度においては、次のとおり部会を設置することとする。

審 議 事 項	
企画部会	平成12年度予算の編成に関する建議案、その他財政運営の基本問題
法制部会	財政に関する法制上の諸問題
制度改革・歳出合理化特別部会	制度改革を中心とした歳出合理化に関する諸問題
財政計画等特別部会	財政計画等に関する諸問題
財政構造改革特別部会	財政構造改革における中長期的な諸問題

- (出所) 財政制度審議会総会(第2回)平成11年10月1日配布資料1(財政制度審議会「平成11年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会編」63ページ)。

8-186 「建議」及び「報告」の平成12年度予算における主な措置状況

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況												
<p>(総論)</p> <p>○ 現下の経済情勢を踏まえれば、いわゆる15ヶ月予算の考え方の下で編成される平成12年度予算については、平成11年度に引き続き景気に配慮したものであることは、やむを得ないものと考えられる。しかしながら、その編成に当たっては、引き続き大幅な公債発行に依存せざるを得ない状況を十分に踏まえ、新規に実施する施策については、その必要性や実施方法等について精査するとともに、既存の制度・施策についても、過去の経緯にとらわれず、その根本ままで遡った見直しを行い、限られた財政資金のより一層の合理化・効率化・重点化を図るべきである。</p> <p>○ 公債残高の累増が後年度に残す弊害の大きさを考えれば、景気に配慮した平成12年度予算においても、財政構造改革の基本理念に沿った制度改革と歳出合理化に果断に取り組みることにより、公債発行額を出来るだけ抑制すべきである。</p>	<p>○ 平成12年度予算は、緩やかな改善を続けているものの経済が厳しい状況をなお脱していない中において、これを本格的な回復軌道に繋げていくため、経済運営に万全を期すとの観点に立って編成。</p> <p>具体的には、</p> <p>(1) 公共事業については、景気回復に全力を尽くすとの観点に立って編成した11年度当初予算と同額を確保するとともに、公共事業等予備費5,000億円を計上。</p> <p>(2) 金融面において、金融システム安定化・預金者保護の保有する交付国債の償還財源として4.5兆円を国債整理基金特別会計に繰入。</p> <p>○ 極めて厳しい財政状況に鑑み、限られた財源の中で経費の二層合理化・効率化・重点化を図った。</p> <p>具体的には、一般歳出を対前年度当初予算比2.6%増とすることで、科学技術振興費を6.8%増、社会保障関係費を4.1%増とする一方でODAを▲0.2%減、エネルギー対策費を▲2.8%減とするなど、メリハリの効いた配分を行うとともに、特別枠の活用により、ミレニアム・プロジェクト3分野（情報化・高齢化・環境対応）をはじめとして物流効率化など新たな発展基盤の構築を目指して、重点的・効率的な配分を実施。</p> <p>○ この結果、公債発行額は32兆6,100億円にのぼり、公債依存度は38.4%に達することとなるが、これについては、我が国経済を本格的な回復軌道に繋げていくため、経済運営・金融システム安定化に万全を期すとの観点に立ってのもの。</p> <p>(参考) 平成12年度の財政事情</p> <p>○ 公債依存度</p> <table border="1" data-bbox="667 592 738 987"> <tr> <td>11年度当初</td> <td>11年度補②後</td> <td>12年度当初</td> </tr> <tr> <td>37.9%</td> <td>43.4%</td> <td>38.4%</td> </tr> </table> <p>(参考) 仮に預金者保護のための交付国債償還財源繰入（11' 2.5兆円、12' 4.5兆円）を除いた場合の公債依存度を計算すると、11年度当初36.0%、12年度当初34.9%。</p> <p>○ 公債発行額（億円）</p> <table border="1" data-bbox="859 592 930 987"> <tr> <td>11年度当初</td> <td>11年度補②後</td> <td>12年度当初</td> </tr> <tr> <td>310,500</td> <td>386,160</td> <td>326,100</td> </tr> </table> <p>(注) 12年度公債発行額の内訳 建設公債 9兆1,500億円、特例公債 23兆4,600億円</p>	11年度当初	11年度補②後	12年度当初	37.9%	43.4%	38.4%	11年度当初	11年度補②後	12年度当初	310,500	386,160	326,100
11年度当初	11年度補②後	12年度当初											
37.9%	43.4%	38.4%											
11年度当初	11年度補②後	12年度当初											
310,500	386,160	326,100											

<p>「建議・報告」における指箇事項</p> <p>○ 「情報通信、科学技術、環境等経済新生特別枠」が設けられた趣旨が実現されるよう、21世紀に向けて真に必要な分野・事業への重点的な予算配分に十分配慮することが必要である。</p>	<p>平成12年度予算における措置状況</p> <p>○ 平成12年度概算要求に当たっては、いわゆるミレニアム・プロジェクトをはじめ、21世紀に向け、我が国経済を新生させるために特に特資する施策に特段の予算配分を行うこととし、「情報通信、科学技術、環境等経済新生特別枠」2,500億円を原則基準に乗せすることとされ、この趣旨を踏まえ、12年度予算においては、総理自らが施策の優先度合いについて仕分けを行い、重点的・効率的な配分を実現。</p>
<p>「情報通信、科学技術、環境等経済新生特別枠」の内容 (億円)</p>	
<p>ミレニアム・プロジェクト 1,206</p>	
<p>情報化</p>	<p>主 な 施 策</p> <p>○教育の情報化 ○電子政府 ○IT21の推進</p> <p>119 99 152</p>
<p>高齢化</p>	<p>○ヒトゲノム、イネゲノム ○高齢者の雇用就労を可能とする経済社会の調査研究</p> <p>640 13</p>
<p>環境対応</p>	<p>○地球温暖化防止のための次世代技術の開発・導入 ○ダイオキシシン類対策・環境ホルモン対策・リサイクル技術 ○循環型経済社会構築のための調査研究</p> <p>40 104 8</p>
<p>提案公募</p>	<p>○革新的な技術開発の提案公募</p> <p>30</p>
<p>そ の 他</p>	
<p>主 な 施 策</p> <p>○情報収集衛星システムの開発等 ○高度道路交通システム (ITS) ○地理情報システム (GIS) ○対人地雷対策支援無償 (除去活動支援) の実施 ○地球環境の戦略的モニタリング</p> <p>405 17 11 15 20</p> <p>計 2,500</p>	

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
<p>1. 社会保障</p> <p>(1) 児童手当 児童手当については、少子化対策のために、抜本的に拡充すべきとの意見があるが、最近の出生率低下の原因は、未婚率の上昇であることから、経済的負担の軽減の少子化に対する歯止めとしての効果には疑問があり、むしろ仕事と育児の両立を図る施策を優先すべきとの意見があることに留意する必要がある。少子化対策については、固定的な男女の役割分業や雇用慣行の是正による男女共同参画の促進、育児と仕事の両立に向けた子育て支援をはじめとして、雇用、福祉、教育、住宅など様々な施策を総合的に推進していく必要があり、少子化対策全体の在り方や税制上の扶養控除との関係を踏まえて検討する必要があると考えられる。また、将来世代に負担を先送りした形で児童手当の拡充を行うことは適当でなく、給付費規模に見合う具体的財源の確保が必要である。</p>	<p>○ 総合的な少子化対策の推進 「少子化対策推進基本方針」（11年12月17日 少子化対策推進関係閣僚会議）を踏まえて、雇用、保育サービス、教育、住宅等の分野について、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」を策定（厚生・労働・文部・建設・大蔵・自治 6大臣合意）。</p> <p>○ 児童手当の見直し 年少扶養控除の見直し等により、所要財源を確保し、児童手当制度について以下の見直しを実施。併せて、子育て支援基金を拡充。</p> <p>(1) 児童手当の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支給対象年齢の拡大 現行3歳未満→義務教育就学前（6歳到達後最初の年度末）まで ・ 手当額 現行通り（第1子・第2子 月額5,000円、第3子以降 月額10,000円） ・ 所得制限 現行通り ・ 費用負担 0歳～3歳未満 現行通り 3歳～義務教育就学前 国 2/3、地方 1/3、公務員 所属庁 ・ 実施時期 12年6月実施、10月支給。 ・ 追加所要額 約1,480億円（満年度ベース 約2,170億円） 児童手当給付費国庫負担 11年度 259億円→12年度 1,174億円 <p>(2) 年少扶養控除の見直し 年少扶養控除（年齢16才未満）に係る扶養控除の額の御増（10万円加算）の特例の廃止（控除額48万円→38万円）。増収額 約2,030億円</p> <p>(3) 子育て支援基金の拡充 400億円を増資（現行900億円）</p>

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況								
<p>(2) 医療 医療については、薬価制度や高齢者医療制度の見直しを行い、無駄のない効率的な医療を実現していく必要がある。</p> <p>具体的には、以下の諸項目をはじめとする見直しを行う必要がある。</p> <p>① 現行の薬価制度（「R幅方式」）を抜本的に見直し、多剤投与等の「ゆがみ」の原因となっている薬価差を縮小する。</p> <p>② 高齢者医療について、医療費の少なくとも1割を自費に患者負担を求め、高齢者と若年者との間に対するコスト意識を高める。</p> <p>③ 診療報酬体系について、病状の安定した慢性患者の入院などについて包括払い方式を積極的に導入し、医療のコスト削減の誘因を高める。</p> <p>④ 医療提供体制についてカルテ開示の推進等医療における情報提供の推進を図るとともに、急性期病床と慢性期病床とを区分しつつ病床数の適正化を図る。</p> <p>また、平成12年度の診療報酬改定については、人件費や物価など医療経営を巡る環境が極めて落ちていることや医療保険財政が厳しい現状を踏まえれば、厳に抑制したものにすべきである。</p> <p>なお、平成9年度の健保法改正で導入された薬剤一部負担制度については、現行制度を維持すべきであり、仮これについては、現行制度を維持すべきであり、仮に廃止せざるを得ない場合においては、それに代わる制度改正を行い、少なくとも全体として財政中立である必要がある。</p>	<p>医療保険制度の改革の中で、平成12年度は、医療保険制度の安定的運営を確保するため、基本的に財政中立を確保しつつ、給付と負担の見直し等必要な改正を実施。</p> <p>○ 薬価制度の見直し 平成12年度においては、R幅を薬剤流通の安定化のための調整幅として、一律に2%に縮小するとともに、平成14年度までにこれに代わる新たな薬価算定方式を検討。</p> <p>○ 医療保険制度・老人保健制度における給付と負担の見直し（平成12年7月実施予定）</p> <p>(1) 一部負担金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院 1,200円/日 → 定率1割負担制 ※月額上限有り <ul style="list-style-type: none"> ※月額上限 一般 37,200円 低所得者 24,600円 ・外来 530円/回（月4回まで） → 定率1割負担制 ※月額上限=3,000円 <ul style="list-style-type: none"> ※200床以上の病院の場合、月額上限=5,000円 <p>(2) 高額医療費の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 63,600円 → 63,600円 + (医療費 - 318,000円) × 1% ・上位所得者※ 121,800円 + (医療費 - 609,000円) × 1% <p>※上位所得者は標準報酬月額56万円以上の者及び同程度以上の者</p> <p>(3) 入院時食事療養費に係る標準負担額の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般 760円/日 → 780円/日 <p>※低所得者については、現行どおり</p> <p>○ 診療報酬体系の見直し 高齢者や慢性疾患について段階的に包括化を拡大。</p> <p>○ 医療提供体制の見直し 現在、関係審議会等において検討中。</p> <p>○ 診療報酬改定（平成12年4月実施予定）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>実質</td> <td>0.2%</td> <td>薬価改定等</td> <td>△1.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>診療報酬改定</td> <td>1.9%</td> </tr> </table> <p>○ 薬剤一部負担制度 老人に係る薬剤一部負担制度について老人保健制度の給付と負担の見直しの中で廃止。</p>	実質	0.2%	薬価改定等	△1.7%			診療報酬改定	1.9%
実質	0.2%	薬価改定等	△1.7%						
		診療報酬改定	1.9%						

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																																																																																																	
<p>(3) 雇用保険 雇用保険については、近年の深刻な雇用・失業情勢の影響を受け、取支状況が急速に悪化していることを踏まえ、かつ、就業構造・雇用の流動化に対応するため、その安定的かつ効率的な運営を確保する観点から、給付と負担の両面にわたる制度改革が必要である。</p> <p>制度改革に当たっては、以下の視点が必要である。</p> <p>① 雇用保険は本来掛け捨てであるという原点に戻って、高齢者層（60歳以上65歳未満）を中心に給付の幅がみられる現行の給付日数や給付日額等を見直し、給付総額の縮減を図る。</p> <p>② 自発的失業と非自発的失業の区分といった失業の理由を勘案し、給付の必要度に応じて給付体系を見直す。</p> <p>③ 全体の給付縮減を図る中にあって、中高年層（45歳以上60歳未満）については、若年層（30歳未満）と異なり、失業の深刻度が高いこと等を踏まえ、この層に対して給付の重点化を図る一方、若年層については、自発的失業を助長することのないよう配慮する。</p> <p>④ 保険料率については、経済構造の変化等に対応して、雇用保険の安定的運営を図られるよう、給付削減とのパッケージによる見直しを行う。</p> <p>⑤ 国庫負担については、保険料率の見直しを踏まえつつ、雇用保険と代替・補完関係にある雇用対策の近年における取支等も勘案して、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 労働保険特別会計（雇用勘定）への一般会計からの繰入れについては、厳しい雇用失業情勢を反映し、以下の増額。</p> <p>平成12年度（当初） 3,363億円 平成11年度（当初） 3,104億円</p> <p>繰入額</p> <p>○ 雇用保険制度の改革については、中央職業安定審議会に法案要綱を諮問（1月19日）。</p> <p>改革においては、全体としての給付削減を行うことにより、保険料率及び国庫負担率の引上げを行うもの、保険料負担増及び国庫負担増を抑制。</p> <p>なお、育児・介護休業給付の給付率の引上げ（25%→40%）については、12年度（13年1月）施行の予定。それ以外の改正については、13年度（13年4月）施行の予定。</p> <p>（参考）法案要綱の主な内容</p> <p>1. 給付面</p> <p>(1) 給付日数の変更：離職前から予め再就職の準備ができるような者に対する給付日数を圧縮するとともに、倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者に対する給付日数を確保。</p> <p>（参考）改正前後の給付日数</p>																																																																																																	
<p>〔現行〕</p> <table border="1" data-bbox="352 730 493 990"> <thead> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>1年未満</th> <th>1～5年</th> <th>5～10年</th> <th>10～20年</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>180</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30～45歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>180</td> <td>210</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>45～60歳未満</td> <td>90</td> <td>180</td> <td>210</td> <td>240</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>60～65歳未満</td> <td>90</td> <td>240</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔改正案〕</p> <table border="1" data-bbox="352 406 493 665"> <thead> <tr> <th colspan="2">① 下記②以外の者</th> <th colspan="5"></th> </tr> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>1年未満</th> <th>1～5年</th> <th>5～10年</th> <th>10～20年</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30～45歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>45～60歳未満</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>60～65歳未満</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者</p> <table border="1" data-bbox="352 162 493 389"> <thead> <tr> <th>被保険者期間</th> <th>1年未満</th> <th>1～5年</th> <th>5～10年</th> <th>10～20年</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>120</td> <td>180</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30～45歳未満</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>180</td> <td>210</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>45～60歳未満</td> <td>90</td> <td>180</td> <td>240</td> <td>270</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>60～65歳未満</td> <td>90</td> <td>150</td> <td>180</td> <td>210</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）現行では、上記の給付日数に加え、個別延長給付（特に再就職が困難な者に対する60日の延長給付）がある。</p>	被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上	30歳未満	90	90	90	180	—	30～45歳未満	90	90	180	210	210	45～60歳未満	90	180	210	240	300	60～65歳未満	90	240	300	300	300	① 下記②以外の者							被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上	30歳未満	90	90	120	150	—	30～45歳未満	90	90	120	150	180	45～60歳未満	90	120	150	180	180	60～65歳未満	90	120	150	150	180	被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上	30歳未満	90	90	120	180	—	30～45歳未満	90	90	180	210	240	45～60歳未満	90	180	240	270	330	60～65歳未満	90	150	180	210	240	<p>(2) 育児・介護休業給付：育児・介護休業給付の給付率を現行の25%から40%へ引き上げ。</p> <p>2. 負担面</p> <p>(1) 保険料率：現行の附則暫定措置（8/1000）を廃止するとともに、本則率を11/1000から12/1000へ引き上げ。</p> <p>(2) 国庫負担率：現行の附則暫定措置（14%）を廃止し、本則率（25%）に戻す。</p>
被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上																																																																																													
30歳未満	90	90	90	180	—																																																																																													
30～45歳未満	90	90	180	210	210																																																																																													
45～60歳未満	90	180	210	240	300																																																																																													
60～65歳未満	90	240	300	300	300																																																																																													
① 下記②以外の者																																																																																																		
被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上																																																																																													
30歳未満	90	90	120	150	—																																																																																													
30～45歳未満	90	90	120	150	180																																																																																													
45～60歳未満	90	120	150	180	180																																																																																													
60～65歳未満	90	120	150	150	180																																																																																													
被保険者期間	1年未満	1～5年	5～10年	10～20年	20年以上																																																																																													
30歳未満	90	90	120	180	—																																																																																													
30～45歳未満	90	90	180	210	240																																																																																													
45～60歳未満	90	180	240	270	330																																																																																													
60～65歳未満	90	150	180	210	240																																																																																													

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況														
<p>2. 公共事業</p> <p>○ 特に、公共事業については、景気回復に全力を尽くすとの考え方に立って編成した平成11年度当初予算と同額とされているところであるが、その中身については、配分重点化枠が設定された趣旨を踏まえ、経済構造改革に資する分野、21世紀の発展基盤となる分野等への重点化が図られるよう、要求内容の厳しい吟味を行っていくとともに、個別事業の実施においても効率的な執行を図っていくべきである。</p> <p>○ 重点化の取組み 平成12年度予算の編成に当たっては、「経済新生特別枠」において示され、また、21世紀の新たな発展基盤と考えられる、①物流効率化による経済構造改革の推進、②環境と調和した持続的な経済社会の域づくり、③少子高齢化社会等に対応した街づくり・地域づくり、④高度情報通信社会の基盤作り等の課題に対し、事業評価を徹底した上で予算配分の重点化を図るべきである。</p>	<p>○ 政策課題に対応した重点化の推進 特別枠設置の趣旨等を踏まえ、新たな発展基盤の構築を目指し、我が国が直面する政策課題に対応した施策・事業に対し、執行可能額等を踏まえた上で重点的に配分。(別紙参照)</p> <p>課題：物流効率化による経済構造改革 → 国際ハブ空港・ハブ港湾、幹線道路網の整備等に重点。</p> <p>課題：環境と調和のとれた持続的な経済社会の構築 → ダイオキシン類対策、騒音対策、水質改善対策、騒音対策、地球温暖化対策その他環境保全・改善対策に重点。</p> <p>課題：少子高齢化社会等に対応した街づくり・地域づくり → 少子高齢化対応の施設整備、快適性・利便性の向上、安全対策等に重点。</p> <p>課題：高度情報通信社会の基盤作り → 道路交通システムの高度情報化、光ファイバー取容空間、防災・施設管理の高度化等に重点。</p> <p>○ 事業区分別の対前年度増減の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>治山・治水</td> <td>+1.3%</td> </tr> <tr> <td>道路整備</td> <td>+2.7%</td> </tr> <tr> <td>港湾・空港・鉄道等 (交通基盤整備)</td> <td>+6.2%</td> </tr> <tr> <td>住宅・市街地</td> <td>+4.0%</td> </tr> <tr> <td>下水道・環境衛生等</td> <td>+0.9%</td> </tr> <tr> <td>農業・農村整備</td> <td>+0.2%</td> </tr> <tr> <td>森林保全・漁港等 (森林・水産基盤整備)</td> <td>+0.6%</td> </tr> </table>	治山・治水	+1.3%	道路整備	+2.7%	港湾・空港・鉄道等 (交通基盤整備)	+6.2%	住宅・市街地	+4.0%	下水道・環境衛生等	+0.9%	農業・農村整備	+0.2%	森林保全・漁港等 (森林・水産基盤整備)	+0.6%
治山・治水	+1.3%														
道路整備	+2.7%														
港湾・空港・鉄道等 (交通基盤整備)	+6.2%														
住宅・市街地	+4.0%														
下水道・環境衛生等	+0.9%														
農業・農村整備	+0.2%														
森林保全・漁港等 (森林・水産基盤整備)	+0.6%														

政策課題に対応した公共事業の重点化

(単位：億円、%)

11年度 12年度 (伸率)

物流効率化による経済構造改革の推進

国際ハブ空港の整備

・新東京国際空港	82	99	(20.0)
・関西国際空港	386	465	(20.6)
・中部国際空港	55	255	(363.7)
・羽田空港沖合展開	649	606	(▲6.7)

国際ハブ港湾の整備

・中枢国際港湾	544	557	(2.4)
・中核国際港湾	395	384	(▲2.7)

幹線道路網の整備

・国際物流拠点事業 (大都市拠点空港及び中枢港湾に関連する事業)	866	965	(11.4)
・広域物流拠点事業 (拠点空港、中核港湾及び高規格幹線道路に関連する事業)	1,185	1,162	(▲1.9)

環境と調和した持続的な経済社会の構築

ダイオキシン対策

・ダイオキシン排出抑制対策廃棄物処理施設整備	780	900	(15.4)
------------------------	-----	-----	---------

水質改善対策

・安全な飲料水確保のための緊急水質改善事業	52	67	(29.6)
・河川・重要湖沼等における水質改善対策	371	395	(6.2)
・水資源涵養、濁水防止のための水源林整備	573	576	(0.5)
・用排水路等水質保全・水循環対策	327	328	(0.3)

騒音対策

・沿道環境対策	288	322	(11.7)
---------	-----	-----	---------

地球温暖化防止対策

・健全な森林の育成のための間伐等	304	409	(34.7)
------------------	-----	-----	---------

その他環境保全・改善対策

・水と緑のネットワーク再生事業	63	66	(4.7)
・農村水辺環境の整備	137	161	(17.3)
・有機性廃棄物等の資源循環による環境負荷軽減対策	86	106	(22.2)
・藻場、干潟等水産資源の生息環境の保全・創造対策	279	285	(2.2)
・廃棄物海面処分場の整備	130	135	(4.0)

少子高齢化社会等に対応した街づくり・地域づくり

少子高齢化対応

・幅広歩道等の整備	658	697	(5.9)
・地方定住や都心居住に資する特定優良賃貸住宅の供給	203	216	(6.2)
・高齢者向け優良賃貸住宅、生活支援サービス付き公営住宅 (シルバーハウジング)の供給	218	254	(16.5)
・子育て支援施設を備えた公営住宅の整備	23	33	(42.9)

★鉄道駅総合改善事業（移動円滑化施設整備）	—	14	（皆増）
快適性・利便性の向上			
・踏切道の改良（連続立体交差事業等）	638	692	（ 8.4）
★交通結節点改善事業	(106)	182	（ 71.1）
★幹線鉄道等活性化事業（乗継円滑化）	—	0.3	（皆増）
・電線共同溝・共同溝の整備	701	784	（ 11.8）
・ふるさとの下水道整備	1,389	1,475	（ 6.2）
・生活環境（集落排水等）・田園空間（親水公園等）の整備	1,788	1,793	（ 0.3）
・集落排水施設・集落道の整備等安全で快適な漁村づくり	214	219	（ 2.2）
安全対策			
・床上浸水地区緊急解消対策	1,251	1,320	（ 5.5）
・スーパー堤防等の整備	295	326	（ 10.4）
・災害弱者関連緊急土砂災害対策	358	426	（ 19.1）
・防災公園等の整備	623	660	（ 6.0）
・地下空間・床上浸水緊急対策のための下水道整備	328	387	（ 18.0）
・密集住宅市街地整備促進事業	119	125	（ 5.0）
・混住化地域における水路・ため池改修	685	728	（ 6.3）
高度情報通信社会の基盤作り			
道路交通システムの高度情報化			
・ITS研究開発・整備推進	115	133	（ 15.2）
・ETCの整備促進	〈事業費〉 488	508	（ 4.1）
光ファイバー収容空間			
・情報BOX等の整備	433	405	（▲6.4）
・河川等管理用光ファイバー収容空間の整備	53	55	（ 5.2）
・下水道光ファイバー網の整備	59	62	（ 5.0）
防災対応			
・山地災害等予知システムの整備	0.5	1	（ 24.4）
★土砂災害情報相互通報システムの整備	—	50	（皆増）
施設管理の高度化等			
・水管理合理化のための情報通信システムの整備	10	14	（ 46.1）
・港湾諸手続の情報処理化	1	1	（ 0.0）
・漁場環境調査システムの整備	1	2	（ 38.5）

- （注） 1. 12年度の計数については、実施計画の策定段階で異動を生じることがあり得る。
2. ★印は12年度の新規事業であり、11年度の（ ）書きは同様の事業を集計したものの。
3. 11年度第2次補正予算における情報BOX等の整備に係る予算額は839億円。

平成12年度予算における措置状況

「建議・報告」における指摘事項

○ 効率性・透明性の確保

費用対効果分析に対する信頼性を更に高める観点から、需要予測等について適切な情報開示を進めるほか、類似事業間における評価手法の共通化の促進、建設期間が長期にわたる事業に係る便益の計測手法の見直し等の改善を図るべきである。

継続中の事業等についても、財政資金の効率的使用等の観点から改めてチェックすることは重要であり、平成12年度予算においても、再評価により引き続き事業の見直しを厳しく実施していくべきである。この点に關し、事業計画の見直しが必要と判断される場合には、再評価を待たずに見直し等を行えるシステムも導入すべきではないかとの意見があった。

また、事後評価についても、同種の新規事業採択時における参考となるなど、公共事業全体にとつて効率性・透明性の向上に一層寄与すると考えられることから、適切な評価システムを構築することが適当であり、可能な限り早期に試行に着手し、手法等の検討、開発を行うべきである。

○ 12年度事業における新たな中止・休止事業等（合計23事業）

→ 事業費削減効果 約245億円以上

事業名	中止	休止	事業の縮小
ダム		4	ダム
湾		3	事業
港		6	事業
国営かんがい排水	2	事業	
国有林林道			1
大規模林道			2
工業用水		4	事業

(注) 上記の見直しには現時点までに再評価を終了しているものに加え、再評価の対象ではないが事業の必要性等の見直しを行ったものを含む。

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																										
<p>3. 文部・科学技術 (1) 国立学校特別会計 ① 第三者機関による国立大学等の評価体制の整備について 第三者機関による大学評価体制を整備する場合、外部の有識者の参加を求め、各種の評価の役割を明確にすること、評価の意義を高めるため評価の内容についても将来的にはその結果を予算配分にも反映させることができるようものにする、に留意しつつ、組織については必要最小限のものとするなどの対応を図る必要がある。</p> <p>② 大学院の重点整備を推進し、高度専門職業人の養成などを図ることについて 国立大学の大学院の重点整備については、様々な考え方があるところであるが、社会的ニーズに応じて、一部の国立大学については、高度専門職業人養成のために大学院レベルの高度な教育を提供していくことの意義があると考えられる。 ただし、個別の案件については、その具体的な内容に応じ、ケース・バイ・ケースで、必要性の有無などの検討を進める必要がある。</p> <p>また、その際、国立大学全体としての組織の膨張とならないよう、スクラップ・アンド・ビルドの原則を基本とする必要があるとともに、今後とも、大学院の整備を検討する際には、横並び的な発想は止め、各大学の特色を活かしたものとす必要がある。</p>	<p>○ 学位授与機構を改組し、大学評価・学位授与機構（仮称）を創設。外部の有識者の参加について予算措置。 定員増については、大部分を振替によるなど極力抑制。 (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="294 730 376 1055"> <tr> <td>教 官</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>△11</td> <td>△69 △80 (振替)</td> </tr> <tr> <td>12年度定員</td> <td>25 69 94</td> </tr> </table> <p>○ 高度専門職業人の養成を図るための専門大学院として、次の2大学に新設。 一橋大学 国際企業戦略研究科 経営・金融専攻 40人(修士) 教職員定員 7 △5 (既設講義から振替)</p> <p>京都大学 医 学 研 究 科 社会健康医学系専攻 22人(修士) 教職員定員 21 △18 (社会医学系専攻の 廃止等から振替)</p> <p>○ 国立学校特別会計の定員については、極力抑制。 (人学定員) (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="740 487 870 1055"> <tr> <td></td> <td>11年度</td> <td>12年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(教職員定員)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定員削減</td> <td>△801</td> <td>△801</td> <td>2,444 2,340</td> </tr> <tr> <td>新規増員</td> <td>662</td> <td>542</td> <td>△2,627 △2,602</td> </tr> <tr> <td>ネット計</td> <td>△139</td> <td>△259</td> <td>△ 183 △ 262</td> </tr> </table>	教 官	計	△11	△69 △80 (振替)	12年度定員	25 69 94		11年度	12年度		(教職員定員)				定員削減	△801	△801	2,444 2,340	新規増員	662	542	△2,627 △2,602	ネット計	△139	△259	△ 183 △ 262
教 官	計																										
△11	△69 △80 (振替)																										
12年度定員	25 69 94																										
	11年度	12年度																									
(教職員定員)																											
定員削減	△801	△801	2,444 2,340																								
新規増員	662	542	△2,627 △2,602																								
ネット計	△139	△259	△ 183 △ 262																								

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																				
<p>③ 財務基盤の充実について我が国においては国立大学に対して相当大きな財政負担が行われていること、高等教育を受けることはその本人にとつてのメリットが大きいこと、などを勘案すれば、国立大学の授業料等の学生納付金については、受益者負担の適正化及び自己財源の充実の観点から、私立大学との格差の実態（私立大学においては、施設設備費も徴している）を踏まえ、これを是正していく必要がある。</p>	<p>○ 国立大学等の授業料については、平成13年度以降の入学者に適用。（増収効果 12年度 約14億円、13年度 約96億円）</p> <p>（大学学部：昼間部） 現行 478,800円 → 改定後 496,800円（+18,000円、+3.8%）</p> <p>（参考）</p> <table border="1" data-bbox="288 560 382 1063"> <tr> <td>9年度</td> <td>10年度</td> <td>11年度</td> <td>12年度</td> <td>13年度</td> </tr> <tr> <td>国立大学 469,200</td> <td>→ 478,800</td> <td>→ 478,800</td> <td>→ 496,800</td> <td>→ 496,800</td> </tr> <tr> <td>私立大学 757,158</td> <td>770,024</td> <td>783,298</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>比 率</td> <td>1.61</td> <td>1.64</td> <td>1.64</td> <td>—</td> </tr> </table>	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	国立大学 469,200	→ 478,800	→ 478,800	→ 496,800	→ 496,800	私立大学 757,158	770,024	783,298	—	—	比 率	1.61	1.64	1.64	—
9年度	10年度	11年度	12年度	13年度																	
国立大学 469,200	→ 478,800	→ 478,800	→ 496,800	→ 496,800																	
私立大学 757,158	770,024	783,298	—	—																	
比 率	1.61	1.64	1.64	—																	
<p>④ 国立学校特別会計の財務内容等のディスクロージャーの推進について国立学校特別会計全体についてのバランス・シートの作成の検討を進めるなど、今後、更に、財務内容等のディスクロージャーの推進に努める必要がある。</p>	<p>○ 現在、国立学校特別会計のバランス・シートの作成などを検討中。</p>																				

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																								
<p>(2) 科学技術</p> <p>① 科学技術振興費の分野別の配分の在り方について</p> <p>科学技術振興費の分野別の配分については、その有効活用を図るため、時代の要請に応じ、弾力的に対応する必要がある。</p>	<p>○ 12年度の科学技術振興費とその分野別配分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算額 10,183億円 (対前年度比 68%増) ・ (うち、「情報通信、科学技術、環境等経済新生特別枠」による予算額 771億円) ・ 科学技術の発展可能性、期待される経済的・社会的効果などを考慮して、「ライフサイエンス」、「情報科学・電子工学」、「地球科学及び環境」等の分野に配慮するなど、資金配分を重点化。 <table border="1" data-bbox="294 155 529 1516"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ライフサイエンス</td> <td>1,611億円 (+21.5%)</td> <td>1,957億円 (+21.5%)</td> </tr> <tr> <td>情報科学・電子工学</td> <td>297億円 (+18.0%)</td> <td>350億円 (+18.0%)</td> </tr> <tr> <td>地球科学及び環境</td> <td>557億円 (+14.4%)</td> <td>637億円 (+14.4%)</td> </tr> <tr> <td>分野横断的な資金</td> <td>3,285億円 (+71%)</td> <td>3,520億円 (+71%)</td> </tr> <tr> <td>その他の分野</td> <td>1,898億円 (+1.0%)</td> <td>1,918億円 (+1.0%)</td> </tr> <tr> <td>宇宙</td> <td>1,883億円 (△4.4%)</td> <td>1,801億円 (△4.4%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,531億円 (+68%)</td> <td>10,183億円 (+68%)</td> </tr> </tbody> </table>		11年度	12年度	ライフサイエンス	1,611億円 (+21.5%)	1,957億円 (+21.5%)	情報科学・電子工学	297億円 (+18.0%)	350億円 (+18.0%)	地球科学及び環境	557億円 (+14.4%)	637億円 (+14.4%)	分野横断的な資金	3,285億円 (+71%)	3,520億円 (+71%)	その他の分野	1,898億円 (+1.0%)	1,918億円 (+1.0%)	宇宙	1,883億円 (△4.4%)	1,801億円 (△4.4%)	合計	9,531億円 (+68%)	10,183億円 (+68%)
	11年度	12年度																							
ライフサイエンス	1,611億円 (+21.5%)	1,957億円 (+21.5%)																							
情報科学・電子工学	297億円 (+18.0%)	350億円 (+18.0%)																							
地球科学及び環境	557億円 (+14.4%)	637億円 (+14.4%)																							
分野横断的な資金	3,285億円 (+71%)	3,520億円 (+71%)																							
その他の分野	1,898億円 (+1.0%)	1,918億円 (+1.0%)																							
宇宙	1,883億円 (△4.4%)	1,801億円 (△4.4%)																							
合計	9,531億円 (+68%)	10,183億円 (+68%)																							
<p>② 科学技術関係の研究費の効果的活用の在り方について</p> <p>研究費をより効果的に活用するために、従来から行われてきたことであるが、以下のような対応をより積極的に進め、その実効性を一層高めるようにする必要がある。</p> <p>イ. 研究の一層の活性化のため、競争的配分の行われる資金の充実を図る。</p> <p>ロ. その際、可能性の高い若手研究者への研究費配分にも留意する。</p> <p>ハ. 研究に際しては、省庁間及び、産学官の共同研究・連携が十分行われるよう一層配意する。</p> <p>ニ. 研究内容の改善及び研究費の適切な配分に資するため、研究について、事前・中間・事後の各段階における評価の充実を図る。</p>	<p>○ 科学技術関係の研究費の効果的活用</p> <p>イ. 研究の競争的環境を強化するため、競争的資金を拡充</p> <table border="1" data-bbox="529 155 764 1516"> <thead> <tr> <th>競争的資金</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うち、科学研究費補助金(文部省)</td> <td>2,613億円</td> <td>2,938億円 (+12.4%)</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興調整費(科技厅)</td> <td>1,314億円</td> <td>1,419億円 (+8.0%)</td> </tr> <tr> <td>特殊法人による基礎研究推進事業(科技厅、文部省等7省庁)</td> <td>302億円</td> <td>324億円 (+7.3%)</td> </tr> <tr> <td>優れた若手研究者の能力を活かすための施策を拡充</td> <td>701億円</td> <td>853億円 (+21.7%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 若手向け競争的資金(競争的資金の一部)ボストドクター等一万人支援計画</p> <table border="1" data-bbox="764 155 882 1516"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>若手向け競争的資金(競争的資金の一部)</td> <td>169億円</td> <td>292億円 (+73.3%)</td> </tr> <tr> <td>ボストドクター等一万人支援計画</td> <td>10,187人</td> <td>10,596人 (+4.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ. 研究分野、制度の重複の排除、省庁間及び産学官の共同・連携の促進</p> <p>省庁間連携による主な研究開発分野・制度 34分野 (11年度に比べて「発生・分化・再生」、「若手研究者活用」等の6分野・制度で新たに連携)</p> <p>ニ. 事前・中間・事後の外部評価の実施と評価結果の公表等研究開発評価の推進</p> <p>各省庁において、評価体制の整備はほぼ完了(10、11年度の実績を踏まえ、より効果的な研究開発評価を実施する方針)。</p>	競争的資金	11年度	12年度	うち、科学研究費補助金(文部省)	2,613億円	2,938億円 (+12.4%)	科学技術振興調整費(科技厅)	1,314億円	1,419億円 (+8.0%)	特殊法人による基礎研究推進事業(科技厅、文部省等7省庁)	302億円	324億円 (+7.3%)	優れた若手研究者の能力を活かすための施策を拡充	701億円	853億円 (+21.7%)		11年度	12年度	若手向け競争的資金(競争的資金の一部)	169億円	292億円 (+73.3%)	ボストドクター等一万人支援計画	10,187人	10,596人 (+4.0%)
競争的資金	11年度	12年度																							
うち、科学研究費補助金(文部省)	2,613億円	2,938億円 (+12.4%)																							
科学技術振興調整費(科技厅)	1,314億円	1,419億円 (+8.0%)																							
特殊法人による基礎研究推進事業(科技厅、文部省等7省庁)	302億円	324億円 (+7.3%)																							
優れた若手研究者の能力を活かすための施策を拡充	701億円	853億円 (+21.7%)																							
	11年度	12年度																							
若手向け競争的資金(競争的資金の一部)	169億円	292億円 (+73.3%)																							
ボストドクター等一万人支援計画	10,187人	10,596人 (+4.0%)																							

平成12年度予算における措置状況

- 平成12年度の防衛関係費は、総額で4兆9,358億円、対前年度+0.1%とほぼ横ばい、SACO関係経費を除くベースでは4兆9,218億円、対前年度+0.0%。

区 分		11年度	12年度	増▲減
防衛関係費	除くSACO関係経費	49,322 49,201	49,358 49,218	+36 (+0.1%) +17 (+0.0%)

4. 防衛
我が国の防衛力整備は、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成8年度から平成12年度、平成9年12月減額修正）」に基づき行われているが、防衛関係費については、益々深刻さを増している我が国の財政事情等を踏まえ、あらゆる経費・施策にわたって効率化・合理化を図っていく必要がある。

こうした観点から、特に以下の点に留意すべきと考えられる。

- ① 後年度負担の抑制に引き続き取り組むことが肝要であり、とりわけ正面装備品はその殆どが翌年度以降歳出化され予算の硬直化要因となるばかりでなく、後方支援部門の経費の増加にもつながることから、「中期防」における計画的な防衛力整備の基本的考え方を踏まえつつ、正面契約額について極力その抑制を図るべきである。

○ 正面契約

8年度	対前年度	9年度	対前年度	10年度	対前年度	11年度	対前年度	12年度	対前年度
8,352	(+1.2) +102	8,410	(+0.7) +58	7,980	(▲5.1) ▲430	7,965	(▲0.2) ▲15	7,720	(▲3.1) ▲245

(億円、%)

○ 後年度負担（除くSACO関係経費）

・後年度負担の伸率の推移

総額	新規	正面	後方	既定	7'	8'	9'	10'	11'	12'
▲2.2%	▲0.7%	+0.1%	+1.5%	+1.5%	+2.9%	+2.3%	+2.9%	▲1.3%	▲1.6%	▲2.0%
▲4.9%	+3.6%	+3.4%	+3.3%	+3.3%	+1.7%	+3.0%	+2.2%	▲7.8%	+1.7%	▲1.4%
▲16.2%	▲3.7%	+2.1%	+0.9%	+0.9%	▲6.1%	+1.6%	+1.0%	▲5.2%	+0.3%	▲3.1%
+11.8%	+11.5%	+4.7%	+5.5%	+5.5%	+2.1%	+4.1%	+3.2%	▲9.7%	+2.8%	▲0.0%
+1.7%	▲6.5%	▲4.8%	▲1.4%	▲1.4%	+11.0%	+1.3%	+4.0%	+8.4%	▲5.8%	▲2.9%

・後年度負担の内訳

区分	11年度	対前年度	12年度	対前年度
総額	30,431	(▲16)	29,819	(▲20)
新規	17,763	▲483	17,518	▲613
正面	7,863	+297	7,622	▲245
後方	9,900	+27	9,896	▲4
既定	12,668	▲780	12,301	▲367

(億円、%)

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																		
<p>② 防衛関係費の4割強を占める人件費について、中長期的観点からその抑制及び標準化を図る必要がある。そのため、防衛力のコンバクト化に向け常備自衛官定数の削減をしているところであるが、実員についても全般的に抑制、削減の前倒しを図ることや、新規採用数について抑制を図る必要がある。また、自衛官の処遇改善を図りつつ、若年定年退職者給付金等の支給方法を見直すことも検討する必要がある。</p>	<p>○ 基幹部隊の改編等と常備自衛官定数の削減 陸上自衛隊の基幹部隊の見直し〔第12師団の旅団化改編（約7千人⇒約4千人）等により、常備自衛官定数を前年度に比べ3,879人削減（171,262⇒167,383人）〕。</p> <p>○ 自衛官若年定年退職者給付金等の見直し 自衛官若年定年退職者給付金の見直し及び職種別の定年延長について検討したが、関係部局との調整がつかなかったことから、12年度予算には盛り込まず、引き続き検討。</p>																		
<p>③ 一般物件費のうち、在日米軍駐留経費を含む基地対策経費について、財政事情を勘案し、整備率の上昇に合わせその整備ペースを抑制していく必要がある。</p>	<p>○ 在日米軍駐留経費の抑制 在日米軍駐留経費（いわゆる「思いやり予算」）のうち提供施設整備について、初めて、財政事情を理由として概算要求額から削減〔対概算要求▲25億円。834億円⇒809億円（契約ベース）〕。</p> <table border="1" data-bbox="493 389 705 1055"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>在日米軍駐留経費</td> <td>2,678億円 ⇒ 2,603億円 (▲2.8%)</td> <td>2,755億円 ⇒ 2,755億円 (▲0.1%)</td> </tr> <tr> <td>うち提供施設整備</td> <td>856億円 ⇒ 809億円 (▲5.4%)</td> <td>961億円 ⇒ 961億円 (+2.9%)</td> </tr> <tr> <td>労務費</td> <td>1,503億円 ⇒ 1,493億円 (▲0.7%)</td> <td>298億円 ⇒ 298億円 (▲5.9%)</td> </tr> <tr> <td>光熱水料費</td> <td>316億円 ⇒ 4億円 (▲8.1%)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訓練移転費</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		11年度	12年度	在日米軍駐留経費	2,678億円 ⇒ 2,603億円 (▲2.8%)	2,755億円 ⇒ 2,755億円 (▲0.1%)	うち提供施設整備	856億円 ⇒ 809億円 (▲5.4%)	961億円 ⇒ 961億円 (+2.9%)	労務費	1,503億円 ⇒ 1,493億円 (▲0.7%)	298億円 ⇒ 298億円 (▲5.9%)	光熱水料費	316億円 ⇒ 4億円 (▲8.1%)		訓練移転費		
	11年度	12年度																	
在日米軍駐留経費	2,678億円 ⇒ 2,603億円 (▲2.8%)	2,755億円 ⇒ 2,755億円 (▲0.1%)																	
うち提供施設整備	856億円 ⇒ 809億円 (▲5.4%)	961億円 ⇒ 961億円 (+2.9%)																	
労務費	1,503億円 ⇒ 1,493億円 (▲0.7%)	298億円 ⇒ 298億円 (▲5.9%)																	
光熱水料費	316億円 ⇒ 4億円 (▲8.1%)																		
訓練移転費																			
<p>④ 防衛装備品の調達に関しては、取得改革を更に推進するため、競争状態にない等一定の要件に当てはまる装備品の単価について、原則として、平成11年度から平成13年度までの3年間で10%低減するとの目標に向けて、平成12年度は3%の単価引下げが織り込まれているが、これと同時に、競争原理が十分に機能するよう、調達の一層の透明性・公正性の徹底を図る必要がある。</p>	<p>○ 防衛装備品の単価引下げ 一定の要件に当てはまる装備品の単価について、平成11年度の4%に縮き、12年度予算においては更に3%の単価引下げを織り込み。この結果、取得改革がなかった場合に比較し、契約ベースで約290億円のコスト削減。</p> <p>○ 防衛調達の適正化 部外者有識者によるチェック体制として防衛調達審査会（仮称）を設置するとともに、契約工数をマクロ的にチェックするための工数集計システムの整備等を行うため、防衛調達適正化経費として4.4億円（前年度比約2.1億円増）を計上。</p>																		

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
<p>5. 政府開発援助</p> <p>(1) 我が国の国際貢献の柱の一つである政府開発援助(ODA)については、供与実績が8年連続で世界一となるなど、既に高い水準に達している。財政事情が深刻なものとなる中で、今後とも、我が国が国際貢献を適切に果たしていくためには、ODAについて、より効果的かつ効率的に事業を実施していくこと、及び国民に十分な説明責任を果たしていくことにより、幅広い国民の理解と支持を得ることが重要である。そのためには、ODA事業についての評価を拡充するとともに、その評価結果を積極的に公開していく必要がある。</p> <p>(2) こうした趣旨を踏まえ、ODA事業の実施に当たっては、以下の具体的方策を実施すべきである。</p> <p>① これまでの事後評価に加えて、事前・中間評価を行うこととし、事前から事後までの一貫した評価プロセスの導入を図る。</p> <p>② インターネット等の活用により評価結果を積極的かつ迅速に公開するなど、情報公開を一層促進する。</p> <p>③ 費用対効果分析等の定量的手法を可能な範囲で積極的に導入すること、評価に当たって第三者を活用すること等により、評価の客観性を高める。</p>	<p>○ ODA予算については、円高の進展を適切に織り込みつつ、評価拡充等の実施体制強化、顔の見える援助の推進等により、ODAをより効果的かつ効果的なものとするとの方針で編成を行い、10,466億円（対前年度比▲0.2%）を計上。</p> <p>○ 評価制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年度から幾つかのプロジェクトにおいて事前評価を開始 ・第三者評価の拡充 ・定量的手法の可能な範囲での積極的導入 ・評価に関する研究の促進 <p>○ 情報公開の促進</p> <p>民間モニターの増員（47名→104名）、ホームページの拡充など、情報公開の一層の促進。</p>

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
<p>6. 農業</p> <p>農林水産関係予算については、38年ぶりに基本法（食料・農業・農村基本法）の改正が行われた状況の中で、今後一層、担い手に施策を集中し、市場原理、競争条件の導入を図ること等により、更に重点的、効率的なものとしていく必要がある。</p> <p>(1) 農産物価格政策の見直しに沿った米政策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成12年産政府買入米価について、算定ルールとおりに引下げ（▲27%）、 ・ 需給計画を上回る平成11年産米（17万t₊）を生産者団体が飼料用米として主体的に処理することに伴う政府助成額については、現行において自主流通米の調整依存へ政府として助成している経費と仮に翌年以降の生産調整により対応した場合に要する経費の合計額（90億円）と決定した、 <p>ところであるが、今後とも適切な対応を行っていく必要がある。</p> <p>また、食糧管理特別会計の収支は極めて厳しい状況にあることから、更に政策的な経費を見直すとともに、農産物検査の民営化や麦の民間流通への移行等に応じた管理経費の縮減に努める必要がある。</p>	<p>○ 食料・農業・農村基本法を踏まえ、既存の予算を大幅に見直し、次のような施策を推進。</p> <p>(1) 食料自給率向上の観点から麦・大豆関係予算等の見直し（後述）</p> <p>(2) 市場原理を重視する観点からの農産物価格政策の見直しと経営安定対策の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦作経営安定資金を創設（797.0億円） ・ 大豆の不足払い制度を見直すとともに、経営安定対策を創設（156.9億円） <p>(3) 担い手の育成・発展を図るためソフト事業と施設整備等を一体的に推進する総合メニュー事業の創設（経営構造対策事業217.1億円）</p> <p>(4) 中山間地域における直接支払いの導入（後述）</p> <p>○ コメについては、左記の決定等に基づき、国内米買入費、生産数量の計画オーバー分を飼料用に処理することへの一部助成に要する経費等、所要の予算を計上。</p> <p>○ 食糧管理特会については、更なる経費の節減を図ったところ。 （国内米管理助定・管理経費（11年度）3202億円→（12年度）2828億円）</p>

<p>「建議・報告」における指摘事項</p> <p>(2) 食料自給率向上の観点からの麦・大豆施策等の見直し</p> <p>米の生産調整助成金を抜本的に見直し、麦・大豆等の本格的な生産を誘導するシステムに大幅に改組することが決定されたところであるが、この制度の下で交付される助成金の水準が市場価格に基づく作物の売上高を大きく上回ることを助案すれば、今後の生産性向上等を通じ、助成金からの脱却を図っていく必要がある。</p> <p>また、水田を中心として麦・大豆等の生産に本格的に取り組みむために必要な設備整備や技術対策等については、対象を主産地となり得る可能性の高い地域に限定していく等、精査を行う必要がある。</p> <p>なお、食料自給率（カロリー・ベース）については、昭和40年度に73%であったものが、平成9年度には41%に落ち込むに至ったこと等から、様々な議論がなされているところであるが、自給率については、消費者の嗜好の変化により大きな影響を受けるものであることや、その向上のために生産面で主導的な役割を果たすことが期待されている麦・大豆の自給率に占める割合は41%中2%程度に過ぎないことなどの実態を踏まえた議論が行われる必要がある。</p>	<p>平成12年度予算における措置状況</p> <p>○ 食料自給率向上の観点から麦・大豆関係予算等の見直し（857.5億円の一部）</p> <ul style="list-style-type: none"> 主産地形成に向けて地域ぐるみで策定する水田農業振興計画の下で、 <ul style="list-style-type: none"> ① 作付け圃地化又は土地利用の担い手への集積 ② 地域の気象条件等踏まえた基本的な栽培技術の実施等の要件を満たして麦・大豆等の本格的生産に取り組み農業者を支援。 <p>作付けの圃地化、土地利用の担い手への集積要件については、段階的に向上を図ることとし、また、この助成システム全体を5年ごとに見直しを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、設備整備等の対象地域についても、圃地化や土地利用の担い手への集積等の一定の要件を設定。
<p>(3) 中山間地域等直接支払いの導入については、財源の効率性使用の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> 中山間地域農業の生産性向上を図るものか、 中山間地域以外の草地や特認地域等について、適切な内容か、 地域における担い手が消えてきた段階で、本補助金依存からの脱却が図られるものか、 <p>といった点について十分な検討が必要である。</p>	<p>○ 中山間地域等における耕作放棄を防止し、多面的機能を確保する観点から、直接支払（国費330億円）を予算措置。この制度の導入にあたっては、以下のような対応を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接支払の対象となる農業者は、生産性の向上、担い手の定着に関する目標等につき協定を締結するとともに、市町村等は、その実施状況等につき毎年公表。 ② 地域の実情を踏まえた対応を可能とするため、国の負担割合の抑制等の措置を設けたうえで、一定限度で都道府県知事が定める特認地域を設置。 ③ 中山間地域農業の変化、上記①の協定による目標達成に向けての取り組みを反映した農地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを実施。また必要があれば3年後に所要の見直しを実施。

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																																								
<p>7. 運輸—新幹線鉄道整備事業費—</p>	<p>○ 整備新幹線については、これまでの基本的枠組みの下で効率的な整備が図られるべきものと考え、なお、未着工区間の着工等については、</p> <p>① 現行スキームは、想定される財源の範囲内で着工区間を定め、概ね20年間で完成させる前提で作られるため、未着工区間の着工等を行うためには、そのための新たな財源が必要となること、</p> <p>② 未着工区間の着工にあたっては、取支採算性、並行在来線の経営分離、JRの同意等の基本条件について、確認される必要があること、</p> <p>から、安定的な新たな財源の確保等がなされない限り、これを認めることは適切でないものと考え、</p>																																								
	<p>○ 整備新幹線については、平成12年度予算において、公共事業関係費を352億円（対前年度当初予算比+11%）[事業費ベース1,695億円]計上。8年末の政府・与党合意をはじめ、これまで積み重ねられてきた基本的枠組みを前提として既着工区間及び新規着工区間を対象に措置。</p> <p>○ なお、昨年、与党において新幹線の整備促進をめぐる議論がなされてきたところ、昨年末、自民党政調会長から、政府に対し「12年度予算の成立後、政府与党からなる検討委員会において、12年度以降の財源を確保するとともに、新しい区間の着工について検討し、その基本条件を確認の上、認可する。」との提案があり、これを了承。</p> <p>(参考) 整備新幹線建設事業費の推移</p>																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="182 690 241 1079">区 分</th> <th data-bbox="241 690 299 1079">11年度事業費 (当 初)</th> <th data-bbox="299 690 358 1079">11年度事業費 (補正後)</th> <th data-bbox="358 690 417 1079">12年度事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="182 690 241 1079">事 業 費 (国費)</td> <td data-bbox="241 690 299 1079">1,634 (317)</td> <td data-bbox="299 690 358 1079">2,714 (1,037)</td> <td data-bbox="358 690 417 1079">1,695 (352)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="182 690 241 1079">東北新幹線 (盛岡・八戸)</td> <td data-bbox="241 690 299 1079">632</td> <td data-bbox="299 690 358 1079">949</td> <td data-bbox="358 690 417 1079">676</td> </tr> <tr> <td data-bbox="182 690 241 1079">北陸新幹線 (高崎・長野)</td> <td data-bbox="241 690 299 1079">12</td> <td data-bbox="299 690 358 1079">12</td> <td data-bbox="358 690 417 1079">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="182 690 241 1079">北陸新幹線 (糸魚川・魚津)</td> <td data-bbox="241 690 299 1079">172</td> <td data-bbox="299 690 358 1079">219</td> <td data-bbox="358 690 417 1079">172</td> </tr> <tr> <td data-bbox="182 690 241 1079">北陸新幹線 (石動・金沢)</td> <td data-bbox="241 690 299 1079">190</td> <td data-bbox="299 690 358 1079">198</td> <td data-bbox="358 690 417 1079">150</td> </tr> <tr> <td data-bbox="182 690 241 1079">九州新幹線 (新八代・西鹿見島)</td> <td data-bbox="241 690 299 1079">568</td> <td data-bbox="299 690 358 1079">951</td> <td data-bbox="358 690 417 1079">607</td> </tr> <tr> <td data-bbox="182 690 241 1079">東北新幹線 (八戸・新青森)</td> <td data-bbox="241 690 299 1079">20</td> <td data-bbox="299 690 358 1079">122</td> <td data-bbox="358 690 417 1079">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="182 690 241 1079">北陸新幹線 (長野・上越)</td> <td data-bbox="241 690 299 1079">20</td> <td data-bbox="299 690 358 1079">141</td> <td data-bbox="358 690 417 1079">30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="182 690 241 1079">九州新幹線 (船小屋・新八代)</td> <td data-bbox="241 690 299 1079">20</td> <td data-bbox="299 690 358 1079">122</td> <td data-bbox="358 690 417 1079">30</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：億円)</p>	区 分	11年度事業費 (当 初)	11年度事業費 (補正後)	12年度事業費	事 業 費 (国費)	1,634 (317)	2,714 (1,037)	1,695 (352)	東北新幹線 (盛岡・八戸)	632	949	676	北陸新幹線 (高崎・長野)	12	12	—	北陸新幹線 (糸魚川・魚津)	172	219	172	北陸新幹線 (石動・金沢)	190	198	150	九州新幹線 (新八代・西鹿見島)	568	951	607	東北新幹線 (八戸・新青森)	20	122	30	北陸新幹線 (長野・上越)	20	141	30	九州新幹線 (船小屋・新八代)	20	122	30
区 分	11年度事業費 (当 初)	11年度事業費 (補正後)	12年度事業費																																						
事 業 費 (国費)	1,634 (317)	2,714 (1,037)	1,695 (352)																																						
東北新幹線 (盛岡・八戸)	632	949	676																																						
北陸新幹線 (高崎・長野)	12	12	—																																						
北陸新幹線 (糸魚川・魚津)	172	219	172																																						
北陸新幹線 (石動・金沢)	190	198	150																																						
九州新幹線 (新八代・西鹿見島)	568	951	607																																						
東北新幹線 (八戸・新青森)	20	122	30																																						
北陸新幹線 (長野・上越)	20	141	30																																						
九州新幹線 (船小屋・新八代)	20	122	30																																						
	<p>(注) 11年度事業費(補正後)には、公共事業等予備費による国費420億円、事業費630億円を含む。</p>																																								

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																				
<p>8. 郵政—郵便事業—</p> <p>最近における郵便事業損益は、平成10年度に、郵便引受物数の伸び悩み等から、5年振りに赤字を計上し、平成11年度予算においても赤字が見込まれている。また、平成12年度予算概算要求においても引き続き赤字を見込んだ要求となっている。</p> <p>人件費割合が高いという郵便事業の費用構造の下で、長期間にわたり料金を据え置くためには、引き続き事業の厳しい合理化により、郵便事業財政の健全化に取り組むことが不可欠である。</p> <p>平成12年度予算編成過程においても以上のような観点から、人件費・物件費面においてその必要性を厳しく見直し、業務費用の削減を図る必要がある。</p>	<p>○ 郵便事業については、郵便業務収入の厳しい現状を踏まえ、経費全般について削減。</p> <p>郵便事業損益（当初予算ベース）</p> <table border="1" data-bbox="235 535 388 941"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">(単位：億円)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>増▲減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収 益</td> <td>22,679</td> <td>22,898</td> <td>219</td> </tr> <tr> <td>費 用</td> <td>23,421</td> <td>23,301</td> <td>▲ 120</td> </tr> <tr> <td>損 益</td> <td>▲ 742</td> <td>▲ 403</td> <td>339</td> </tr> </tbody> </table>			(単位：億円)			11年度	12年度	増▲減	収 益	22,679	22,898	219	費 用	23,421	23,301	▲ 120	損 益	▲ 742	▲ 403	339
		(単位：億円)																			
	11年度	12年度	増▲減																		
収 益	22,679	22,898	219																		
費 用	23,421	23,301	▲ 120																		
損 益	▲ 742	▲ 403	339																		

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
<p>9. 中小企業対策</p> <p>中小企業対策については、中小企業基本法の改正により、政策理念が「格差の是正」から「多様で活力ある独立した中小企業者の育成・発展」へと転換され、経営革新や創業に向けての自助努力の支援、経営基盤の強化等が新しい政策の柱となった。</p> <p>このような政策転換を踏まえ、平成11年度第2次補正予算においても、中小企業・ベンチャー企業への資金供給の多様化・円滑化に係る諸措置が盛り込まれている。このような中小企業・ベンチャー企業への財政支援については、その公益性、政府介入による市場の歪みの防止、企業・投資家のモラルハザードの防止等に関し、十分な議論が必要である。また、このような支援は、税制、直接金融市場の整備等の総合的な支援策の一環として位置づけられるべきである。</p> <p>平成12年度予算編成についても、施策の内容が新しい中小企業基本法に基づき政策理念や政策の柱に沿ったものとなっているかどうか、施策の在り方を十分吟味することにより、中小企業対策予算の重点化・効率化に努めていくべきである。</p>	<p>○ 中小企業対策費については、引き続き厳しい中小企業の経営環境に配慮し、中小企業が人材、技術、情報等のソフトな経営資源を円滑に確保できる経営支援体制の整備や創業・経営革新等に向けた自助努力支援を中心とする総合的な施策を推進するため、1,943億円を計上（対平成11年度当初予算比+1.0%）。</p> <p>○ 経営革新や創業に向けての自助努力支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営革新支援補助金（180億円→27.1億円） ・ 中小企業による課題対応型技術研究開発補助金（15.8億円→31.4億円） ・ 商工会・商工会議所による創業塾・創業セミナー（6.4億円→6.4億円） <p>○ 経営基盤の強化（経営支援体制の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチャー企業総合支援センターによる支援（ — →13.3億円） ・ 都道府県等の支援拠点による支援（ — →63.9億円） ・ 身近な支援拠点（300カ所）の整備（ — →18.1億円） <p>（参考）平成11年度第2次補正予算における措置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業への資金供給の多様化・円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業が発行する私募債に対する信用保証協会の保証 ・ 中小公庫による中小企業のワラント付社債の引受 ○ ベンチャー企業への資金供給の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業基盤整備基金、日本政策投資銀行、中小企業総合事業団によるベンチャーキャピタルへの出資 ○ 諸措置の実施に当たり、公益性、公正性、政府介入による市場の歪みの防止、企業・投資家のモラルハザードの防止等に留意 <p>（例）・ 公益性 — 経済環境の変化に強い資金調達構造の確立、雇用の創出・新市場の創出による経済活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府介入による市場の歪みの防止 — 制度の廃止を含めて5年後に見直し ・ モラルハザードの防止 — 私募債保証に関し、保証割合は90%とする ・ 政策評価 — 3、5年後における評価指標の公表

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																			
<p>10. エネルギー対策</p> <p>石油の備蓄や開発等を通じた我が国のエネルギー・セキュリティの確保、省エネルギーや新エネルギーの開発、利用の推進などのエネルギー対策については、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計等の特別会計によって行われていくところであり、こうした特別会計については、歳出入全般の見直しを行うことにより、施策の効率化・重点化を図っていくことが重要である。</p> <p>こうした観点から、石油の自主開発について、石油公団を巡る議論を踏まえつつ、プロジェクトの採択基準の厳格化等、引き続き同公団の業務運営の改善に取り組む。また、石油備蓄について、費用の節減合理化を図る。これらにより、資金の効率の活用を図っていく必要がある。石油製品の生産・流通の合理化を図るための措置については、石油の商品特性や規制等の政府の関与の度合い等を踏まえつつ、施策の内容について不断に見直していく必要がある。</p> <p>石炭政策については、本年8月の石炭鉱業審議会答申に開り、平成13年度に円滑に完了すること。このため、産炭地域振興対策、鉱害対策等の各施策が実施されることとなるが、同政策の財源となっている原油等関税の収入が現行石炭政策策定時の見直しを下回ったことにより歳入不足が生じていることから、所要の原油等関税収入を確保していく必要がある。</p>	<p>平成12年度予算における措置状況</p> <p>○ エネルギー対策費について、施策の効率化を図りつつ、総額を抑制。 (単位：億円)</p> <table border="1"> <tr> <td>エネルギー対策費</td> <td>平成12年度</td> <td>平成11年度</td> </tr> <tr> <td>うち、石特会計繰入れ</td> <td>6,351 (△2.8%)</td> <td>6,531 (△2.3%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,750 (△2.7%)</td> <td>4,880 (△2.4%)</td> </tr> </table> <p>(注) 地球環境問題への対応のためのエネルギー対策は着実に推進 (例) 草の根地域省エネ・新エネ活動に対する支援<電特・石特> ・風力発電の出力安定化対策に係る調査<電特> ・太陽光発電システムの開発及び導入促進<電特> (267.2→271.2 (+4.0))</p> <p>○ 石特会計石油対策に関し、施策を重点化・効率化。 (単位：億円)</p> <table border="1"> <tr> <td>石油対策 計</td> <td>平成12年度</td> </tr> <tr> <td>開発</td> <td>4,586 (△216、△ 4.5%)</td> </tr> <tr> <td>備蓄</td> <td>980 (△116、△10.6%)</td> </tr> <tr> <td>産業体制整備等</td> <td>2,983 (△212、△ 6.6%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>572 (+112、+24.3%)</td> </tr> </table> <p>(注) 産業体制整備予算に関しては、エネルギーセキュリティを確保しつつ、一層の規則緩和を円滑かつ速やかに進めるため、3年間の時限措置であることを明確にしたうえ、次の措置を講ずることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石油精製設備の廃棄に係る費用の1/2補助 ・ガソリンスタンドの設備除去費用の補助 <p>○ 石炭政策については、13年度に円滑に完了することとし、そのための法案を通常国会に提出予定。歳入不足に対しては、12、13年度に借入を行って、資金調達を行い、その返済財源は、以下の関税改正により確保(関税暫定措置法の改正)。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原油関税を14年度以降、現行の215円/KLから170円/KLに引き下げた上で、4年間延長し、18年度以降無税とする。 ② 石油製品関税については、原油関税の引下げに併せ、14年度以降引き下げて、17年度までの暫定税率を設定する。 	エネルギー対策費	平成12年度	平成11年度	うち、石特会計繰入れ	6,351 (△2.8%)	6,531 (△2.3%)		4,750 (△2.7%)	4,880 (△2.4%)	石油対策 計	平成12年度	開発	4,586 (△216、△ 4.5%)	備蓄	980 (△116、△10.6%)	産業体制整備等	2,983 (△212、△ 6.6%)		572 (+112、+24.3%)
エネルギー対策費	平成12年度	平成11年度																		
うち、石特会計繰入れ	6,351 (△2.8%)	6,531 (△2.3%)																		
	4,750 (△2.7%)	4,880 (△2.4%)																		
石油対策 計	平成12年度																			
開発	4,586 (△216、△ 4.5%)																			
備蓄	980 (△116、△10.6%)																			
産業体制整備等	2,983 (△212、△ 6.6%)																			
	572 (+112、+24.3%)																			

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																																																																															
<p>11. 地方財政</p>	<p>○ 基本的考え方</p>																																																																															
<p>(1) 平成12年度の地方財政を巡る状況についてみると、地方の財政事情は、平成11年度に引き続き、極めて厳しい状況にあるものと考えられる一方、国の財政事情は、大量の特例公債の発行を余儀なくされるところで極めて危機的な状況に立ち至っている。</p> <p>平成12年度における地方財政の運営については、このような国と地方の財政状況を踏まえつつ、国と地方が行政目的の実現を分担し責任を分かち合うというわが公経済の車の両輪の關係にあり、両者がバランスのとれた財政運営を行っていくとの基本的な考え方に立って、適切に対応していく必要がある。したがって、地方財政対策において、国、地方の財政事情を踏まえつつ、地方財政の円滑な運営に適切に配慮する一方で、歳出全般にわたる合理化・効率化に徹底的に取り組みむ必要がある。</p>	<p>(1) 12年度の地方財政の収支見通しについては、行政需要に的確に対応しつつ、歳出の合理化・効率化を図ることとし、地方一般歳出は対前年度▲0.9%程度と見通す。</p> <p>(2) 一方、歳入面では昨年引き続き厳しい状況が続く、12年度の地方財政の収支見通しは大幅な財源不足を見込む。</p> <p>(3) この財源不足に対しては、国の財政状況も極めて厳しい中、地方財政の運営に支障が生じないように十分に配慮し、所要の地方交付税等の額を確保したところ。</p>																																																																															
<p>○ 地方財政対策の概要</p>	<p>(1) 地方財政収支見通しの概要</p>																																																																															
	<p>(単位：億円)</p>																																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">歳入歳出規模</th> <th colspan="2">11年度地方財政計画</th> <th colspan="2">12年度地方財政収支見通し</th> </tr> <tr> <th>885,316</th> <th>伸率</th> <th>(見込み)</th> <th>伸率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[主要歳入項目]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方譲与税</td> <td>352,957</td> <td>▲8.3%</td> <td>350,568</td> <td>▲0.7%</td> </tr> <tr> <td>地方特例交付金</td> <td>6,131</td> <td>2.0%</td> <td>6,141</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td>地方交付税</td> <td>6,399</td> <td>皆増</td> <td>9,140</td> <td>42.8%</td> </tr> <tr> <td>一般財源計</td> <td>208,642</td> <td>19.1%</td> <td>214,107</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td>574,129</td> <td>1.4%</td> <td>579,956</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>112,804</td> <td>2.3%</td> <td>111,271</td> <td>▲1.4%</td> </tr> <tr> <td>[主要歳出項目]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与関係</td> <td>236,922</td> <td>1.2%</td> <td>236,600</td> <td>▲0.1%</td> </tr> <tr> <td>行政費</td> <td>192,745</td> <td>4.2%</td> <td>197,200</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>113,882</td> <td>8.6%</td> <td>121,000</td> <td>6.2%</td> </tr> <tr> <td>投資単独企業繰出金</td> <td>193,000</td> <td>0.0%</td> <td>185,000</td> <td>▲4.1%</td> </tr> <tr> <td>公営企業繰出金</td> <td>32,709</td> <td>3.6%</td> <td>32,800</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>地方一般歳出</td> <td>746,888</td> <td>1.8%</td> <td>740,100</td> <td>▲0.9%</td> </tr> </tbody> </table>	歳入歳出規模	11年度地方財政計画		12年度地方財政収支見通し		885,316	伸率	(見込み)	伸率	[主要歳入項目]					地方譲与税	352,957	▲8.3%	350,568	▲0.7%	地方特例交付金	6,131	2.0%	6,141	0.2%	地方交付税	6,399	皆増	9,140	42.8%	一般財源計	208,642	19.1%	214,107	2.6%	地方債	574,129	1.4%	579,956	1.0%		112,804	2.3%	111,271	▲1.4%	[主要歳出項目]					給与関係	236,922	1.2%	236,600	▲0.1%	行政費	192,745	4.2%	197,200	2.3%	公債費	113,882	8.6%	121,000	6.2%	投資単独企業繰出金	193,000	0.0%	185,000	▲4.1%	公営企業繰出金	32,709	3.6%	32,800	0.1%	地方一般歳出	746,888	1.8%	740,100	▲0.9%
歳入歳出規模	11年度地方財政計画		12年度地方財政収支見通し																																																																													
	885,316	伸率	(見込み)	伸率																																																																												
[主要歳入項目]																																																																																
地方譲与税	352,957	▲8.3%	350,568	▲0.7%																																																																												
地方特例交付金	6,131	2.0%	6,141	0.2%																																																																												
地方交付税	6,399	皆増	9,140	42.8%																																																																												
一般財源計	208,642	19.1%	214,107	2.6%																																																																												
地方債	574,129	1.4%	579,956	1.0%																																																																												
	112,804	2.3%	111,271	▲1.4%																																																																												
[主要歳出項目]																																																																																
給与関係	236,922	1.2%	236,600	▲0.1%																																																																												
行政費	192,745	4.2%	197,200	2.3%																																																																												
公債費	113,882	8.6%	121,000	6.2%																																																																												
投資単独企業繰出金	193,000	0.0%	185,000	▲4.1%																																																																												
公営企業繰出金	32,709	3.6%	32,800	0.1%																																																																												
地方一般歳出	746,888	1.8%	740,100	▲0.9%																																																																												
	<p>(注1) 投資単独事業の減額については、近年の地方財政計画と実績との乖離を調整するためのものであり、実質的な地方単独事業の減を意味するものではない。</p>																																																																															
	<p>(注2) 12年度の計数は、精査の結果異動を生ずる。</p>																																																																															

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
(2) 地方財政収支の見通しと地方財政対策の概要	
① 収支の見通し	
通常収支の財源不足 恒久的な減税の影響	12' 9兆8,700億円程度 3兆5,026億円 11' (10兆3,694億円) 2兆5,995億円
② 通常収支の財源不足額（9兆8,673億円程度）について、次の措置により対応	
建設地方債の増発 地方交付税の増額措置 うち一般会計加算 交付税特会借入金（国） （地方） 10年度精算の繰延べ	12' 2兆4,300億円程度 7兆4,373億円 7,500億円 3兆2,446億円 3兆2,446億円 1,981億円 11' (2兆5,500億円) 8兆1,194億円 5,500億円 3兆4,484.5億円 3兆4,484.5億円 6,725億円
③ 恒久的な減税の影響額（3兆5,026億円）について、次の措置により対応	
(i) 地方税の減税の影響 → ・国と地方のたばこ税の税率変更による 地方たばこ税の増収措置 ・法人税の交付税率引上げ（3.8%） ・地方特例交付金 ・減税補てん債	12' 1兆9,037億円 1,358億円 3,780億円 9,140億円 4,759億円 11' (1兆 711億円) 1,113億円 (0.5%) 521億円 6,399億円 2,678億円
(ii) 国税の減税の地方交付税への影響 → 交付税特会借入金等（国） 交付税特会借入金（地方）	1兆5,989億円 7,994億円 7,995億円 11' (1兆5,284億円) 7,642億円 7,642億円
(3) 地方交付税交付金	
○ 一般会計ベース ○ 特会出口ベース	12' 14兆 163億円（+8.8%） 21兆4,107億円（+2.6%） 11' (12兆8,831億円 ▲18.8%) 20兆8,642億円（+19.1%）
(4) 地方特例交付金	
(注) 地方交付税と地方特例交付金（11'～）を合わせた地方財政に係る一般会計の歳出	12' 9,140億円（+42.8%） 11' (6,399億円（皆増））
	12' 14兆9,304億円（+10.4%） 11' (13兆5,230億円 ▲14.8%）

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況
<p>(2) 平成12年度予算編成の中で議論されている合併推進交付金については、合併推進のために必要な全ての合併関係市町村に財源を交付するといった仕組みではないのか、合併が進展しないのは、既存の地方交付税や国庫補助金の配分の仕組みが小規模市町村でも合併の必要性を感じないようなものとなっていることによるのではないか、こうした交付金の新設については補助金等の整理合理化の観点から慎重に考えるべきではないか、また、後年度の財政負担を大きくするのはどうかとの意見があった。また、合併推進のために何らかのインセンティブは必要としても、その場合には、まず、合併しない市町村への不利益措置の仕組みが併せて必要ではないかとの意見もあった。</p> <p>このような意見を踏まえ、合併推進のために何らかの施策を講ずる場合には、合併推進のための事業・施策の目的・対象と財政負担の関係をできるだけ明確にするとともに、効率的に事業が実施されるような仕組みを工夫・検討すべきである。</p>	<p>○ 市町村合併推進交付金について</p> <p>(1) 全ての合併関係市町村に自動的に財源を交付する交付金ではなく、合併に向けての準備や、合併に伴い、市町村が実施するモデル事業に対して、予算の範囲内で補助を行う補助金を創設（12年度予算額1.2億円）。 (別紙 自治省資料参照)</p> <p>(2) 従って、後年度の財政負担については、合併の進展に応じ当然に増加するものではなく、各年度の予算編成の中で、補助金について、他方で既存の補助金の整理合理化を図る中で、本補助金を創設。</p> <p>(3) なお、現在の合併の推進は市町村の自主的な合併を推進するもの（従って、政府として合併を実質的に強制するものではない）であることから、合併しない市町村への不利益措置の仕組みはとり得ず。 また、地方交付税については、地方公共団体が標準的な財政運営を行うための財源の保障を行うもの。ただし、地方分権推進計画等を踏まえ、自治省において、その配分の仕組みの簡素化等を推進。</p>

(別紙)

市町村合併推進補助金

1. 趣旨

市町村合併特例法の期限である平成17年3月までに、円滑に市町村合併を推進するため、合併に向けての準備及び合併に伴い市町村が実施するモデル事業に対する補助金制度を創設する。

2. 補助金の内容

120,000千円

(1) 合併準備補助金

- ① 対象団体：平成11年度以降に設置され、市町村建設計画の作成等、市町村の合併に関し、先導的な取組を積極的に行っている法定合併協議会の構成市町村
- ② 対象事業：市町村建設計画の作成及びそのための準備等に要する経費
- ③ 補助額：1 関係市町村につき5,000千円を上限とする定額補助
(1 回限り補助)
- ④ 平成12年度概算要求額：5,000千円×24地方公共団体＝120,000千円

(2) 合併市町村補助金

- ① 対象団体：平成17年3月31日までに合併した市町村で、下記の事業により先導的な取組を行っている市町村
- ② 対象事業：合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたもので、かつ、別に定める事業(別紙参照)のうち、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業(別紙省略)
- ③ 補助額：下記の表に基づいて人口規模により算出される合併関係市町村毎の額の合算額を上限として、合併成立年度から3か年度を限度として合併市町村に補助(定額補助、平成12年度は補助対象団体の見込みなし)

(金額は千円単位)

関係市町村人口	
～ 5,000 (人)	20,000
5,001 ～ 10,000 (人)	30,000
10,001 ～ 50,000 (人)	50,000
50,001 ～ 100,000 (人)	70,000
100,001 ～ (人)	100,000

※ 国が特に必要と認める場合については、各年度の補助の合計額が単年度上限額の3倍の範囲内で、単年度に、上記の上限額を超えて補助をすることができる。

<注> 合併市町村補助金を受けた市町村は、当該補助金に係る事業に関する実績報告書を国に提出し、国は、全国の市町村の合併の参考に資するよう、当該報告書を公表することとする。

「建議・報告」における指箇事項	平成12年度予算における措置状況																				
<p>12. 補助金等</p> <p>(1) 補助金等については、社会経済情勢の変化、国と地方及び官と民の役割分担等の観点から、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)、「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)等を踏まえ、全ての行政分野において聖域なく見直しを行うべきである。</p>	<p>○ 整理合理化の状況</p> <p>① 廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人登録事務委託費 (▲6億円) ・ 府県委託費 (▲1億円) ・ 公営交通施設改良モデル事業費補助金 ・ 母子保健衛生費補助金 ・ 母子保健推進費補助金 ・ 都道府県母子保健医療推進費 (▲1億円) <p>② 一般財源化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健衛生費補助金 ・ 母子保健推進費補助金 ・ 妊産婦乳幼児死亡等改善対策費等 (▲11億円) ・ 貸金業監督事務委託費 (▲1億円) <p>③ 補助対象の重点化、補助率の引下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会体育施設整備費補助金 ・ 体育施設整備費 ・ 水泳プール ・ (水泳プール(屋外一般)を廃止し、補助対象を重点化) ・ 中小企業活性化補助金 ・ 地域活性化創造技術研究開発費補助金 ・ (創造的中小企業振興枠 1/2 → 1/3) ・ (環境技術枠 1/2 → 1/3) ・ (地域産業集積活性化枠 1/2 → 1/3) ・ 特定重要港湾、重要港湾に係る補助事業の補助率の引下げ (→5.5m以下の小型採留施設関係 5/10→4/10) <p>④ 採択基準の引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方道改修費補助のうち、一次改良、一次橋梁新設、一次舗装新設、二次改良の採択基準の引上げ (市町村道：5,000万円→5億円、都道府県道：2億円) ・ 街路事業費補助のうち、局部改良の採択基準の引上げ (1億円→5億円) ・ 沿岸漁場整備 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>沿岸漁場施設改良</td> <td>都道府県</td> <td>2,000万円</td> <td>→</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>500万円</td> <td>→</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>沿岸漁場施設補修</td> <td>都道府県</td> <td>1,000万円</td> <td>→</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td>500万円</td> <td>→</td> <td>1,000万円</td> </tr> </table> 	沿岸漁場施設改良	都道府県	2,000万円	→	3,000万円		市町村	500万円	→	1,000万円	沿岸漁場施設補修	都道府県	1,000万円	→	1,500万円		市町村	500万円	→	1,000万円
沿岸漁場施設改良	都道府県	2,000万円	→	3,000万円																	
	市町村	500万円	→	1,000万円																	
沿岸漁場施設補修	都道府県	1,000万円	→	1,500万円																	
	市町村	500万円	→	1,000万円																	

「建議・報告」における指摘事項	平成12年度予算における措置状況																									
<p>(2) 上記の趣旨を踏まえ、地方公共団体及び民間団体に対する補助金等について、「制度等が見直しの対象となる補助金等」は、制度改正を含め既存の施策や事業を見直し、「その他の補助金等」は、各省庁ごとに1割削減する必要がある。</p>	<p>○ 交付先別の概要 景気回復に向け全力を尽くすとの観点から、社会保障関係費及び公共事業関係費等の増加に伴い、補助金等の総額は増加したものの、「その他補助金等」については、22.3%減を図るなどその整理合理化を推進。</p>																									
<p>〔参考〕</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度当初</th> <th>12年度</th> <th>増減</th> <th>伸び率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体</td> <td>(2,465) 164,065</td> <td>(1,934) 168,891</td> <td>(▲531) 4,826</td> <td>(▲21.6%) 2.9%</td> </tr> <tr> <td>特殊法人等</td> <td>28,410</td> <td>29,322</td> <td>911</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>民間団体等</td> <td>(1,136) 7,913</td> <td>(863) 8,757</td> <td>(▲273) 844</td> <td>(▲24.0%) 10.7%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(3,601) 200,387</td> <td>(2,797) 206,969</td> <td>(▲804) 6,581</td> <td>(▲22.3%) 3.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) () 書きは、「その他の補助金等」の金額で内数である。 (注2) 計数については精査中であり、今後変動の可能性がある。</p>		11年度当初	12年度	増減	伸び率	地方公共団体	(2,465) 164,065	(1,934) 168,891	(▲531) 4,826	(▲21.6%) 2.9%	特殊法人等	28,410	29,322	911	3.2%	民間団体等	(1,136) 7,913	(863) 8,757	(▲273) 844	(▲24.0%) 10.7%	合計	(3,601) 200,387	(2,797) 206,969	(▲804) 6,581	(▲22.3%) 3.3%
	11年度当初	12年度	増減	伸び率																						
地方公共団体	(2,465) 164,065	(1,934) 168,891	(▲531) 4,826	(▲21.6%) 2.9%																						
特殊法人等	28,410	29,322	911	3.2%																						
民間団体等	(1,136) 7,913	(863) 8,757	(▲273) 844	(▲24.0%) 10.7%																						
合計	(3,601) 200,387	(2,797) 206,969	(▲804) 6,581	(▲22.3%) 3.3%																						
<p>(3) さらに、新規の補助金等は、引き続きスクラップ・アンド・ビルド及び終期設定の原則を徹底し、真に止むを得ない場合を除き、極力抑制していく必要がある。</p>	<p>○ 新規補助金等 平成12年度における新規補助金等は、行政需要の変化等に即応するやむを得ないものであり、スクラップ・アンド・ビルド原則は徹底。</p>																									
<p>〔参考〕</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規</td> <td>112件</td> <td>195件</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td>132件</td> <td>223件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 計数については精査中であり、今後変動の可能性がある。</p>		11年度	12年度	新規	112件	195件	廃止	132件	223件																
	11年度	12年度																								
新規	112件	195件																								
廃止	132件	223件																								

<p>「建議・報告」における指箇事項</p> <p>(4) なお、「第2次地方分権推進計画」(平成11年3月26日閣議決定)では、地方公共団体に裁量的に施行させる統合補助金の創設をはじめとして、国庫補助負担金の整理合理化を行うこととされており、今後、特に統合補助金については、平成12年度に創設することとされており、その創設に積極的に取り組むべきである。</p>	<p>平成12年度予算における措置状況</p> <p>○ 「第2次地方分権推進計画」(平成11年3月26日閣議決定)をも踏まえ、以下の統合補助金を創設。</p> <p>(1) 国が箇所付けないことを基本として、具体の事業箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組みとする統合補助金を以下の事業において創設。</p> <p>(i) 二級河川(個別補助金の対象となるものを除く。)</p> <p>(ii) 公営住宅等</p> <p>(iii) 公共下水道(大規模な事業、水質保全等に広域的影響を及ぼす事業、終末処理場又はポンプ場に係るものを除く。)</p> <p>(iv) 都市公園(防災公園、大規模公園、国家的事業関連公園を除く。)</p> <p>(v) 港湾の既存施設の有効活用(港湾利用高度化促進事業(大規模なものを除く。)、局部改良事業及び補修事業を統合)。</p> <p>(vi) 農業農村整備事業(農村総合整備事業(団体営のものに限る。))及び集落地域整備事業(団体営のものに限る。))を対象。</p> <p>(vii) 漁港漁村整備事業(漁港環境整備事業(市町村営のものに限る。))及び漁港漁村総合整備事業(市町村営のものに限る。))を対象。</p> <p>(2) また、国が箇所付けないことを基本として、一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的かつ主体的に実施することができるような類型統合補助金を創設。</p> <p>(i) まちづくりに係る統合補助金</p> <p>(ii) 住宅地関連公共施設等整備促進事業に係る統合補助金</p> <p>(iii) 都市再開発関連公共施設整備促進事業に係る統合補助金</p> <p>(iv) 住宅市街地整備総合支援事業に係る統合補助金</p>
---	--

(出所) 財政制度審議会総会(第5回)平成12年1月20日配布資料(3)(財政制度審議会「平成11年度 財政制度審議会資料集 総会・企画部会・法制部会・財政計画等特別部会・財政構造改革特別部会」147-174ページ)。

8-187 預金保険機構国債の交付・償還状況等

(単位：億円)

年度	国債の交付・償還状況			償還財源			
	交付額	償還額	未償還 残 高	財源繰入		未償還 財 源	
				予算繰入	株式売却		
9年度	70,000	—	70,000	—	—	—	—
10年度	—	11,992	58,008	19,413	11,054	8,359	7,421
11年度	—	35,909	22,099	50,587	34,279	16,308	22,099
12年度	60,000	36,265	45,834	54,366	45,000	9,366	40,200
13年度	—	6,382	39,452	0	—	0	33,817
14年度	—	13,778	25,674	395	—	395	20,435
合計	130,000	104,326	25,674	124,761	90,333	34,428	20,435

(注) 単位未満四捨五入。

(参考) 預金保険法(昭和46年法律第34号)

附則(抄)

(政府からの国債の交付)

第十九条の四 政府は、特例業務基金に充てるため、国債を発行することができる。

- 2 政府は、前項の規定により、七兆円を限り、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。
- 3 前項の規定により交付するものとされている国債の額に相当する金額のほか、政府は、第一項の規定により、六兆円を限り、国債を発行し、これを機構に交付するものとする。
- 4 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 5 第一項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

(国債の償還等)

第十九条の五 政府は、機構が附則第十九条の三第一項又は第二項の規定により特例業務基金を使用するため、前条第二項又は第三項の規定により交付した国債の全部又は

一部につき機構から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。

- 2 政府は、国債整理基金特別会計に所属する株式に係る平成九年度以後の売払収入金を、前項の規定による償還に要する費用の財源に優先して充てるものとする。
- 3 前条第一項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。
- 4 平成九年度から特例業務勧定の廃止の年度までの間における日本電信電話株式会社の株式の売払収入金(以下この項において「特定期間売払収入金」という。)に係る日本電信電話株式会社の株式の売払収入金の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第六条第一項の規定の適用については、平成九年度から当該廃止の年度までの間においては、特定期間売払収入金は、同項の売払収入金に該当しないものとみなす。

第十九条の六 政府は、附則第十九条の四第一項の規定により発行した国債の円滑な償還を確保するため、前条第二項の規定による財源のほか、国債整理基金特別会計法の

規定による繰入れを適切に行うものとし、
当該繰入れに要する費用に充てるための財

源の適切な確保に努めるものとする。

8-188 公共事業費等予備費の使用について

平成12年 7月25日
大蔵省

平成12年度当初予算に計上された公共事業等予備費の使用内訳は、事項別では（別紙1）、所管別では（別紙2）のとおりである。

（別紙1）

平成12年度公共事業等予備費の使用額内訳

（単位：百万円）

① 有珠山等の緊急災害復旧・防災対策	
・ 緊急災害復旧	20,194
有珠山噴火災害関連 [4,349]	
・ 緊急防災対策	49,396
有珠山関連 [15,326] …… 迂回路・避難路等の整備 [9,452]、災害対策用ヘリコプター基地局の緊急整備 [669]	
その他 …… 活火山緊急防災対策 [4,321]、山地災害未然防止事業 [10,083]	
② 国民生活の改善に直結する分野	
・ 地域生活の質の向上	39,396
下水道整備 [4,800]、集落排水 [8,601]、地域の拠点的な福祉施設等へのアクセス道路 [3,758]	
・ 都市機能の向上	39,646
立体交差化等踏切対策 [5,372]、電線類の地中化 [13,735]、市街地再開発・都市再生区画整理 [1,700]	
・ 環境対策	44,340
ダイオキシン類対策 [6,570]、間伐促進対策 [9,683]、沿道環境対策 [8,708]	
・ 公共空間等のバリアフリー化	29,064
歩道の段差解消・エスカレーター等設置 [11,332]、公営住宅ストックの改善 [4,000]、地下鉄駅のバリアフリー化 [1,704]	
・ 社会保障・教育研究基盤の充実	54,629
特別養護老人ホーム・病院整備等 [21,035]、教育情報化・学校施設等整備 [26,794]、災害弱者施設周辺保全整備 [6,300]	
③ 生活構造改革・経済活性化に資する分野	
・ 基幹的交通網の整備	126,599
整備新幹線 [56,000]、高規格幹線道路 [54,000]、ハブ空港 [5,000]、国際航路の整備 [5,505]	
・ 情報通信基盤の整備	34,228
ITS（高度道路交通システム） [2,150]、情報BOX（光ファイバー収容空間） [6,904]、次世代情報通信基盤研究施設整備 [2,999]、地域・生活情報通信基盤高度化施設整備 [2,400]	
・ 食料自給率向上のための基盤整備	42,500

水田汎用化対策 [23,031]、畑地かんがい推進 [13,912]

○三宅島・神津島・新島等既発生災害対応、有珠山避難指示区域の早期復旧対応等のため使用留保

20,008
計 500,000

(参考) 事業費 約7,460億円

(別紙2)

公共事業等予備費使用額 (所管内訳)

(単位: 百万円)

(所 管)	(使用額)
国 会	2,277
裁判所	1,332
総理府	55,990
警察庁	1,255
北海道開発庁	44,155
科学技術庁	1,400
環境庁	740
沖縄開発庁	3,446
国土庁	4,994
法務省	1,932
外務省	211
大蔵省	520
文部省	27,060
厚生省	27,605
農林水産省	74,552
通商産業省	5,423
運輸省	77,831
郵政省	3,400
労働省	500
建設省	201,359
合 計	479,992

(出所) 財務省ウェブ・ページ「平成12年度予算」、「1. 公共事業等予備費の使用について(2000年7月25日)」(http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2000/sy067.htm)。

8-189 平成12年度補正予算について

平成12年11月
大蔵省主計局

平成12年度補正予算の骨格

(単位：億円)

歳 出		歳 入	
[経済対策関係]			
1. 社会資本整備費	25,000	1. 税収	12,360
(1) IT特別対策費	6,431		
(2) 環境特別対策費	2,659	2. 税外収入	489
(3) 高齢化特別対策費	2,453		
(4) 都市基盤整備特別対策費	5,483	3. 公債金収入 (建設公債)	19,880
(5) 教育・青少年・科学技術等 特別対策費	1,511	(11' 決算 12' 当初 12' 補正後)	
(6) 生活基盤充実特別対策費	3,419	公債発行額 375,136 326,100 → 345,980	
(7) 防災特別対策費	3,044	(公債依存度) (42.1%) (38.4%) (38.5%)	
2. IT関連特別対策費	964	4. 前年度剰余金受入	15,103
3. 災害対策費	3,707	(1) 財政法6条剰余金	10,403
4. 中小企業等金融対策費	7,640	(2) 地方交付税分	4,700
5. 住宅金融・雇用等対策費	1,209		
(小 計)	38,521		
[その他]			
6. 地方交付税交付金	8,985		
7. 義務的経費の追加	8,227		
8. 都市基盤整備公団補給金等	1,088		
9. その他の経費	1,345		
10. 既定経費の節減	▲8,834		
11. 予備費の減額	▲1,500		
歳 出 計	47,832	歳 入 計	47,832

(参考) 財政投融资計画

日本育英会、中部国際空港等に対し、総額340億円を追加する。

「日本新生のための新発展政策」の事業規模と国費

(平成12年10月19日 経対閣・財政首脳会議合同会議決定)

	事業規模	国費
社会資本整備	4.7兆円程度	2.5兆円
(1) IT	0.8兆円程度	}
(2) 環境	0.6兆円程度	
(3) 高齢化	0.5兆円程度	
(4) 都市基盤整備	0.9兆円程度	
(5) 教育・青少年・科学技術等	0.2兆円程度	
(6) 生活基盤充実	0.6兆円程度	
(7) 防災	0.5兆円程度	
(8) 公共事業の契約前倒し	0.6兆円程度	
IT関連特別対策 (IT技能基礎講習等)	0.2兆円程度	0.1兆円程度
災害対策	0.5兆円程度	0.4兆円程度
中小企業等金融対策	4.5兆円程度	0.8兆円程度
住宅金融・雇用対策等	1.1兆円程度	0.1兆円程度
計	11兆円程度	3.9兆円程度

日本新生のための新発展政策のポイント

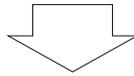
<基本的考え方>

◆ 景気の本格的回復の確立

景気は緩やかな改善を続けているものの、雇用や消費はなお厳しい状況を脱していない。このような状況の下、公需から民需への円滑なバトンタッチに万全を尽くし、景気の自律的回復に向けた動きを本格的回復軌道に確実につなげる。

◆ 経済の新たな発展基盤の確立

規制改革など法制度の整備、21世紀の新たな経済発展基盤の整備など、時代を先取りした経済構造改革を推進する。



重要4分野

- IT革命の飛躍的推進
- 循環型社会の構築など環境問題への対応
- 活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す高齢化対策
- 便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備

生活基盤充実・防災

中小企業等金融対策

住宅金融対策

等

全体として事業規模11兆円程度の事業を、早急に実施。

<具体的施策>

— 日本新生プラン具体化等のための施策 —

重要分野

◇ **IT革命の飛躍的推進のための施策**

- ・ 公衆インターネット拠点の整備
- ・ 学内LANの整備
- ・ 光ファイバー収容空間の整備
- ・ IT基礎技能講習
- ・ 電子政府実現へ向けた取組み

等

◇ **循環型社会の構築等環境問題への対応のための施策**

- ・ 廃棄物処理・リサイクル施設の整備
- ・ 循環型社会構築のための技術開発

等

◇ **活力と楽しみに満ちた未来社会を目指す高齢化対応のための施策**

- ・ 公共空間のバリアフリー化
- ・ ゲノム研究
- ・ 介護サービス基盤の整備
- ・ 企業年金制度の改革

等

◇ **便利で住みやすい街づくりを目指す都市基盤整備のための施策**

- ・ 渋滞ボトルネック重点的解消
- ・ 三大都市圏環状道路の重点的整備
- ・ 電線類地中化

等

◇ **教育・青少年健全育成対策の推進**

- ・ 育英奨学事業の充実
- ・ 保育施設の整備
- ・ 薬物乱用防止対策

等

◇ **生活基盤の充実・防災のための施策**

生活基盤の充実

- ・ 下水道、集落排水、地域高規格道路の整備

等

防災・災害復旧のための施策

- ・ 有珠山噴火・三宅島火山活動及び新島・神津島近海地震、東海豪雨、鳥取県西部地震等の災害復旧

等

住宅金融対策

- ・ 住宅金融公庫の融資枠の追加

等

— 産業新生のための事業環境整備 —

◇ **ダイナミックな企業活動を支える企業法制等の整備**

企業法制の見直し

- ・ ストックオプション制度の見直し
- ・ 商法の抜本的改正

構造変化に対応した雇用システムの整備

◇ **創造的技術革新のための基盤整備**

- ・ 国立大学の講座編成の柔軟化
- ・ 競争的研究資金の拡充

等

◇ **中小企業対策**

中小企業等金融対策

- ・ 一般信用保証制度の拡充

中小企業へのIT対応支援

等

◇ **金融システムの安全化・金融市場の活性化**

- ・ 検査・監督体制の強化
- ・ 金融システムの安全化
- ・ CPのペーパーレス化

等

◇ **債券流動化の促進**

— その他 —

◇ **税制**

税制については、平成13年度改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、企業の組織再編成に係わる税制、国民生活に資する税制等、真に有効かつ適切な措置について、検討を行い、結論を得る。

また、株式譲渡益課税について、これまでの経緯を踏まえ、株式市場の役割や株式市場への影響、一般投資家の参加、公平な課税等の見地から、検討し、年度改正の中で早急に結論を得る。

◇ **日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営**

日本銀行に対して、金融・為替市場の動向も注視しつつ、豊富で弾力的な資金供給を行うなど、引き続き適切かつ機動的に金融政策を運営するよう要請。

(出所) 財政制度審議会総会（第4回）、制度改革・歳出合理化特別部会及び財政構造改革特別部会合同部会（第4回）平成12年11月10日配布資料（総会）資料1（財政制度審議会「平成12年度 財政制度審議会資料集（第1分冊）」469-476ページ）。

**8-190 「平成11年度歳入歳出の決算上の
剰余金の処理の特例に関する法律
案」について（平成11年度剰余金
特例法案）**

平成12年11月
大蔵省

1. 法律案の趣旨

本法律案は、平成12年度の一般会計補正予算の編成にあたり、国債の追加発行を極力抑制するとの観点から、平成11年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を講ずるものである。

2. 法律案の概要

財政法第6条第1項においては、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の2分の1を下らない金額を公債の償還財源に充

てなければならないこととされているが、平成11年度の剰余金については、この規定は適用しないこととする。

(参考) 平成11年度決算上の剰余金

10,403億円

3. 法案の施行日

本法律案は、公布の日から施行することとしている。

(出所) 財政制度審議会総会（第4回）、制度改革・歳出合理化特別部会及び財政構造改革特別部会合同部会（第4回）平成12年11月10日配布資料（総会）資料2（財政制度審議会「平成12年度 財政制度審議会資料集（第1分冊）」477ページ）。

